令和７年度

自　己　点　検　評　価　書

令和７(2025)年７月

一宮研伸大学

目次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 1

Ⅱ．沿革と現況 2

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価 4

基準 1．使命・目的等 4
基準 2．内部質保証 9
基準 3．学生 15
基準 4．教育課程 30
基準 5．教員・職員 39
基準 6．経営・財務と管理 48

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価 56

基準 A．地域社会貢献 56

Ⅴ．特記事項 58

Ⅵ．法令等の遵守状況一覧 59

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人研伸学園　一宮研伸大学（以下「本学」という。）は、昭和 46（1971）年設立された大雄会一宮高等看護学院に起源を求めることができる。

医療の質の向上を目指して看護師の質を追求した創設者の信念を受け継ぎ、第一に地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことにある。第二に、社会がいかに大きく変わろうとも、建学の精神を一貫して堅持していくことである。すなわち「生命の尊重と人間の尊厳を理念として、幅広い教養と豊かな人間性を持ち、誠実、親切に人々と相互信頼を保ちながら、看護を実践し広く社会に貢献できる看護師を育成する。」ことを建学の精神としている。

2. 使命・目的

「一宮研伸大学学則」第 1 条において、「一宮研伸大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。」と定めている。看護師を養成する大学としての社会的使命と役割を明らかにし、学則に掲げる目的を達成するため、実践を通して社会の発展に寄与することが本学の使命・目的である。

また、「一宮研伸大学大学院学則」第 1 条において、「一宮研伸大学大学院は、建学の精神に基づき、深い学識と卓越した能力や人間力を培い、看護における高度な専門職として地域の看護界の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

3. 大学の個性・特色

本学は、看護師を養成する四年制大学として、基礎的な職業人養成を目的としている。看護を専門教育・研究分野とする教育機関であり、人材育成とともに教育の方法においても、地域社会との連携を重視し、地域住民の健康と健康な生活づくりに貢献することを建学の精神とした地域に密着した大学であることを特色としている。

本学の教育課程の考え方は、まず『看護職の資質』である「人間の尊厳と人権を擁護する人間力」、「論理的思考力」、「医療職・看護職としての倫理観」、「コミュニケーション能力」、「課題解決能力の基礎」を看護教育の基盤として位置付け、次いで、人々に寄り添い最適な看護を提供する『看護実践力』を持つ看護職の育成を目指している。したがって、本学の教育では、社会が求める看護職の資質（人間力や思考力、コミュニケーション能力、倫理観、課題解決力の基礎）を基礎分野で育み、そのうえで専門的な看護の実践能力を育む専門分野を教育課程に位置付けており、このような教育課程の考え方から、助産師を四年制の大学教育で育成している。

また、本学の建学の精神である「地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくこと。」を堅持すべく、大学附属施設として「看護地域創成研修センター」を設置して、地元の大きな資源となりう

る地域創成に向けた看護学の教育・研究・地域連携に取り組む機関として活動している。

さらに、21 世紀の我が国における多様化する医療ニーズに対応できる人材として、医療に関する深い洞察及び看護の倫理観を備え、広い視野と深い人間理解に基づき、保健・医療等に関する幅広い知識と看護実践力を身に付け、研究・教育能力を有し、地域の看護学の発展に寄与することのできる高度な看護実践者を育成するため、令和5(2023)年 4 月に大学院看護学研究科を設置した。

Ⅱ．沿革と現況

１．本学の沿革

本学の前身である大雄会一宮高等看護学院は、創設者で初代学院長伊藤研の「病院医療の質は看護婦の質によって決まる。」という強い信念の下、昭和 46(1971)年に医療法人大雄会により開設された。その後、大雄会一宮高等看護学院から大雄会一宮看護専門学校を経て発展的に閉学し、平成 16(2004)年に学校法人研伸学園愛知きわみ看護短期大学を開学した。

愛知きわみ看護短期大学開学から 10 年を経たことを契機に、10 年間の教育とその成果を振り返り、保健医療福祉分野の多職種による緊密なチーム医療の提供が必要になり、看護職の役割も拡大・複雑化し、これまで以上に高度な看護実践力が求められる現状に応えるために、愛知きわみ看護短期大学を 4 年制大学に改組転換し、一宮研伸大学看護学部を平成 29(2017)年 4 月に開学した。

令和 5(2023)年 4 月には、地域の健康課題と多様化する医療ニーズに対応し、研究・教育能力を有する高度な看護実践者の育成を目的として大学院修士課程を設置した。

平成 14(2022)年 7 月	学校法人・看護短期大学設置準備委員会設置
平成 15(2003)年 11 月	文部科学省から学校法人研伸学園愛知きわみ看護短期大学設置認可
平成 16(2004)年 4 月	愛知きわみ看護短期大学開学
平成 21(2009)年 7 月	診療情報管理士の社団法人日本病院会指定校認可取得
平成 23(2011)年 3 月	短期大学基準協会から平成 22 年度第三者評価の結果、適格と認定
平成 23(2011)年 7 月	日本私立看護系大学協会年次総会において理事校に認定
平成 24(2012)年 7 月	愛知きわみ看護短期大学同窓会設立（2021 年 3 月研伸学園同窓会に吸収）
平成 28(2016)年 10 月	文部科学省から一宮研伸大学の設置認可
平成 29(2017)年 4 月	一宮研伸大学開学
平成 29(2017)年 4 月	愛知きわみ看護短期大学の学生募集を停止
平成 31(2019)年 9 月	愛知きわみ看護短期大学の廃止認可
令和 3(2021)年 3 月	研伸学園同窓会設立
令和 3(2021)年 6 月	一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター設置
令和 4(2022)年 8 月	文部科学省から一宮研伸大学大学院の設置認可
令和 5(2023)年 4 月	一宮研伸大学大学院看護学研究科修士課程設置

令和6(2024)年2月	日本看護系大学協議会からがん看護 CNS コースが高度実践看護師教育課程に認定
令和6(2024)年3月	日本高等教育評価機構から令和5年度大学機関別認証評価の結果、適合と認定
令和6（2024）年8月	厚生労働省から保健師助産師看護師実習指導者講習会の開催認可
令和7（2025）年3月	厚生労働省から一般教育訓練講座の指定（大学院）

2. 本学の現況

・大学名

一宮研伸大学

・所在地

〒491-0063　愛知県一宮市常願通五丁目4番1

・学部及び大学院構成

看護学部看護学科

大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)

・学生数、教員数、職員数

【学生数】　(令和7(2025)年5月1日現在)

区分	入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	計
看護学部	83	332	75	78	90	87	330
看護学研究科	6	12	8	8	−	−	16

【教員数】　(令和7(2025)年5月1日現在)

教授	准教授	講師	助教	助手	計
9	4	12	5	2 非常勤2	34

【職員数】　(令和7(2025)年5月1日現在)

専任	嘱託	パート	計
13	2	4	19

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1．使命・目的及び教育目的の反映

1-1-①　学内外への周知
1-1-②　中長期的な計画への反映
1-1-③　三つのポリシーへの反映
1-1-④　教育研究組織の構成との整合性
1-1-⑤　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

「基準項目 1－1 を満たしている。」

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1－1－①　学内外への周知

建学の精神、大学の使命・目的、大学の理念、教育理念、教育目的及び教育目標は、大学案内、大学ホームページで広く内外に周知している。また、毎年度新入生に配付している冊子「学修ガイダンス」にも建学の精神、大学の理念及び教育理念を明示している。「学修ガイダンス」は、毎年度、教職員にも配付し周知を図っている。

1－1－②　中長期的な計画への反映

「学校法人研伸学園　中長期計画」では、建学の精神、使命・目的及び教育目標を明記し、それらを達成すべく計画を掲げている。中長期計画は、学校法人研伸学園の理事会、評議員会で審議を行った上で決定されており、令和 4 年度から令和 8 年度までの「大学の教育研究等の資向上に関する計画」、「大学院の設置に関する計画」、「学生支援に関する計画」、「研究に関する計画」、「地域貢献に関する計画」、「大学運営に関する計画」、「人事に関する計画」、「事務体制に関する計画」、「財務に関する計画」、「学生確保に関する計画」の 10 項目を基本目標として中長期計画を実践していく。

1－1－③　三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーには、建学の精神、大学の理念、教育目的及び教育目標が反映されている。

【看護学部】

・アドミッション・ポリシー

本学が求める学生は、本学の建学の精神と学部の理念に共感し、自ら考え行動しようとする学修意欲の高い学生である。人々の健康な生活への支援と生活の質(QOL)の向上に強い関心と看護への目的意識を持った以下の人に、広く門戸を開く。

1）自ら考え探究する姿勢や学習意欲が高い人

2） 他者の考えを傾聴して生き方や意見を尊重できる人
3） 看護を探究する目的意識を持つ人
4） 人々や社会への貢献に関心がある人
5） 自ら健康管理をしようと努力する人
6） 非喫煙者

・カリキュラム・ポリシー

本学の教育理念に基づき、以下のカリキュラム(教育課程)を編成します。

1） 「人・看護職としての倫理と品格」を養い、幅広い人間性を育むために、教養科目群に、人間・社会学、コミュニケーション、自然科学の関連科目を幅広く配置する。また、自ら学び、知識を習得する基礎技能を学ぶ『アカデミックスキルズ』『情報科学』『教養ゼミナール』を1年次に配置する。
2） 「専門的知識・技能、論理的思考力」を有し、「人々の健康の保持増進と生活の質の向上に貢献」できる看護実践力を育むために、専門基礎科目群、専門科目群を配置する。専門基礎科目群には、人体の構造と機能、疾患の成り立ちと回復の促進、健康支援と保健医療システムを、専門科目群には、看護の基礎、看護の実践、看護の統合と発展の関連科目を配置する。また、臨地実習機関との緊密な連携により、演習や臨地実習を配置する。
3） 「根拠に基づく論理的思考力」を発展させるために、連携科目群に『教養ゼミナール』『卒業研究(卒論ゼミナール)』などのゼミナール形式の自律型少人数学習科目や『看護研究法』などを配置する。専門科目群では、演習や臨地実習の学習方法としてシミュレーション学習を実施する。
4） 病院から地域在宅分野まで包括的に理解し、「地域社会に貢献できる看護実践力」を育むため、『地域看護論』『家族の健康と看護』『在宅看護論』『エンド・オブ・ライフ看護論』を配置するとともに、各専門科目において関連する地域在宅分野まで包含した講義・演習・実習を配置する。
5） 地域の周産期医療を担う助産師の育成のための科目を配置する。

・ディプロマ・ポリシー

本学では、本学が定めた卒業要件に必要な科目の単位を全て修得し、以下の能力を身につけた学生に対して学士(看護学)の学位を授与する。

1） 高い倫理観を持ち人間の生命と尊厳及び権利を尊重し行動することができる。
2） 人々からの信頼を得るための品格を養うため、誠実に、礼節をもって行動することができる。
3） 根拠に基づく専門的知識・技術、ならびに論理的思考力による臨床推論により、対象の健康の保持増進、疾病予防、健康回復、QOL 向上に寄与する看護を提供することができる。
4） 保健・医療・福祉のチームの一員として、各専門職の役割を理解し、連携・協働して、看護職の役割を考え果たすことができる。
5） 地域の特性を理解した上で、地域に貢献する活動を志向することができる。

6）自己を研き継続的に学ぶ姿勢を身につけることができる。
7）人としてまた専門職として、自らの力を伸ばすことができる。

【大学院看護学研究科】

・アドミッション・ポリシー

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの目標・内容を踏まえ、以下の基本的知識、関心や態度を身に付けている者を受け入れる。

1）倫理的配慮を踏まえた看護実践の基礎を身につけている人
2）保健医療チームの一員として、多職種と連携して協働することができる人
3）看護職として社会貢献を志向し、主体的に生涯学習に取り組む意欲のある人
4）保健医療に関する問題意識を有し、看護研究に取り組む意欲のある人

・カリキュラム・ポリシー

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針でカリキュラムを編成する。

〈教育課程編成方針〉

すべての専門性の基礎となる共通科目を1年次に配置し、あわせて各専門分野・領域の専門性を向上させるための専門科目を1年次に配置する。それらを修得しながら専門性をさらに探究する研究科目を1年次後期から2年次に配置する。

専門科目は、“地域創成ケアシステム”と“地域生活創成看護”の 2 分野で構成する。“地域創成ケアシステム”分野は、「看護マネジメント学」「看護科学」の2領域からなり、“地域生活創成看護”分野は「次世代育成看護学」「急性・療養生活支援看護学」「メンタルヘルス支援看護学」「がん療養生活支援看護学」の 4 領域からなる。各領域に「特論Ⅰ～Ⅱ」「演習」を配置する。

1） 地域社会の多様なヘルスケアニーズに応じて、倫理観や科学的根拠に基づく看護実践をするための知識を構築する科目として「看護倫理」「死生学」「看護理論」「フィジカルアセスメント」各領域の「特論Ⅰ～Ⅱ」「演習」などを配置する
2） 保健医療チームの一員として多職種と連携・協働し、リーダーシップを発揮する際に必要な知識やスキルを身に付ける科目として「地域創成ケアシステム論」「コンサルテーション論」などを配置する
3） ヘルスケアシステムの変革を理解し、必要とされるマネジメント能力を培うための科目として「看護管理論」「看護マネジメント学特論Ⅰ～Ⅱ」などを配置する
4） 地域や臨床現場が抱える多様な課題を的確に把握し、課題解決に結びつく研究能力を培う科目として「看護研究法Ⅰ～Ⅱ」「医療英語特論」「看護学特別研究」を配置する
5） 看護専門職の後進育成のため、学習者のニーズにあった教育方法や教育的関わりに必要な科目として「看護教育論」「看護科学特論Ⅰ～Ⅱ」などを配置する

〈実施方針〉

各授業科目にはアクティブラーニングやシミュレーション教育、地域でのフィールドワークを積極的に導入する。

〈評価方針〉

学修成果は、到達目標・評価方法等を事前にシラバスに明示し、定期試験や課題レポート、プレゼンテーションの内容等により総合的に評価・判断する。

･ディプロマ・ポリシー

本研究科では、所定の単位を修得し、修士論文の論文審査および最終試験に合格し、以下の能力を身につけた者に対して修士（看護学）の学位を授与する。

1) 人間としての尊厳と権利を尊重した倫理観に基づき、看護学の幅広い知識と科学的根拠に裏付けされた看護を実践する能力を有する
2) 保健医療チームの一員として多職種と連携・協働し、リーダーシップを発揮する能力を有する
3) ヘルスケアシステムの変革に対応し、組織を管理運営できるマネジメント能力を有する
4) 地域や臨床現場が抱える、多様な看護実践上の課題解決に向けた研究能力を有する
5) 看護専門職を育てる教育的志向を有し、看護学の発展に寄与できる教育能力を有する

1−1−④　教育研究組織の構成との整合性

本学は、建学の精神、大学の理念、教育理念を礎に看護学部看護学科、大学院看護学研究科を設置しており、教育目的を達成する教育研究組織となっている。

本学は、愛知県内で唯一の看護短期大学であった愛知きわみ看護短期大学を改組して、一宮研伸大学を開学し、時代のニーズに柔軟に対応してきた。さらに、高度な専門職業人を養成するため、大学院看護学研究科を設置した。なお、がん療養生活支援看護学領域がん看護 CNS コースは、高度実践看護師教育課程として認定されている。

本学は、建学の精神、大学の理念で示しているように、令和 3(2021)年度に「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設置して、自治体や地域住民と様々な形で連携を図っている。このように、本学は、建学の精神、それに基づく教育目的に沿った教育・研究を基礎としながらも、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく適切な教育を行っている。また、教育研究組織は、目的達成を目指した組織としており、必要な人員を配置している。

また、令和 6 年度より、看護地域創成研修センター主催で臨地実習指導者講習会を開催し、地域の看護師へ社会貢献している。

したがって、教育研究組織の構成との整合性は、充分に保たれている。

1−1−⑤　変化への対応

本学の前身は、平成 27(2015)年時点において愛知県で唯一の 3 年制の看護短期大学であったが、短期大学開設から 10 年を経たことを契機に、10 年間の教育とその成果を振り返り、カリキュラムの過密性、教養教育の不足、学生確保の困難さなどの課題が明らかに

なったことから、平成 29(2017)年に一宮研伸大学を開学した。
本学では、建学の精神、教育理念及び教育目的に基づき、地域医療を支え活躍できる人材の育成を進めている。
また、令和元(2019)年 10 月公表の厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」に基づき、令和 4(2022)年に新カリキュラムに移行し、教育体制の見直しを進めた。
完成年度を終え、4 年間の実績を振り返り、令和 4(2022)年度より大学の理念及び教育理念の見直しを図り、大学案内に明示するとともに、本学ホームページに公表し周知している。
さらに、21 世紀の我が国における多様化する医療ニーズに対応できる人材として、医療に関する深い洞察及び看護の倫理観を備え、広い視野と深い人間理解に基づき、保健・医療等に関する幅広い知識と看護実践力を身に付け、研究・教育能力を有し、地域の看護学の発展に寄与することのできる高度な看護実践者を育成するため、令和 5(2023)年 4 月に大学院看護学研究科を設置した。

［基準 1 の自己評価］

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の個性・特色を反映しており、大学学則、大学院学則、学修ガイダンス、大学ホームページ、大学案内等に掲載されており、学内外のステークホルダーに向け広く周知されている。また、中長期計画やアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーには大学の使命・目的及び教育目的が反映されており教育研究組織との整合性も取れている。
このように本学は、使命・目的及び教育目的、大学の個性と特色を明確にしており、広く社会にも公表している。
以上により、基準 1 の要件を満たしていると判断できる。

基準 2. 内部質保証

2－1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）2－1 の自己判定

「基準項目 2－1 を満たしている。」

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証の組織の整備と責任体制を確立するため、「一宮研伸大学　内部質保証推進規程」を定め、その第 1 条において「この規程は、学則第 2 条第 2 項の規定に基づき、一宮研伸大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況に係る自己点検、評価及びその結果の公表並びに内部質保証の推進に関し必要な事項を定めるものとする」と定め、毎年度の自己点検・評価活動に全学的に取り組んでいる。

内部質保証のための組織として、大学運営会議の下に内部質保証推進会議を設置している。内部質保証推進会議は、学長、学部長、研究科長、事務局長、教務学生部長、IR 室長、その他内部質保証推進会議が必要と認めた者で構成されており、自己点検・評価の実施管理に関すること、自己点検・評価の改善方針に関すること、自己点検・評価の改善管理に関すること、内部質保証システムの調整に関すること、内部質保証の公表等に関すること、認証評価の受審に関すること、その他内部質保証に係る重要事項に関することについて審議を行っている。

また、内部質保証推進会議の指示により自己点検・評価を実施する組織として、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、事務局長、教務学生部長、学部長又は研究科長が指名した者、その他自己点検・評価委員会が必要と認めた者で構成されており、自己点検・評価の実施、推進、実施結果の取りまとめ、改善活動に関すること、その他自己点検・評価の実施に関することについて審議を行っている。自己点検・評価の結果は、内部質保証推進会議が整理及び分析を行い、学長の責任において公表している。

使命・目的に即した評価活動としては、認証評価機関（公益財団法人 日本高等教育評価機構）による大学評価基準に準拠した毎年度の「自己点検・評価報告書」や「事業報告書」の作成などがある。これらについては「自己点検・評価委員会」が取りまとめを担っており、年度末には全教職員を対象に内部質保証システム活動報告会を開催し、当該年度の重点課題に対する評価結果及び次年度の重点課題を共有している。

図 2-1-1 は、本学における内部質保証のシステムを図示したものである。なお図の⑦～⑨は、①～⑥の PDCA サイクルを補助する活動として位置づけ、必要に応じて実施するものとしている。

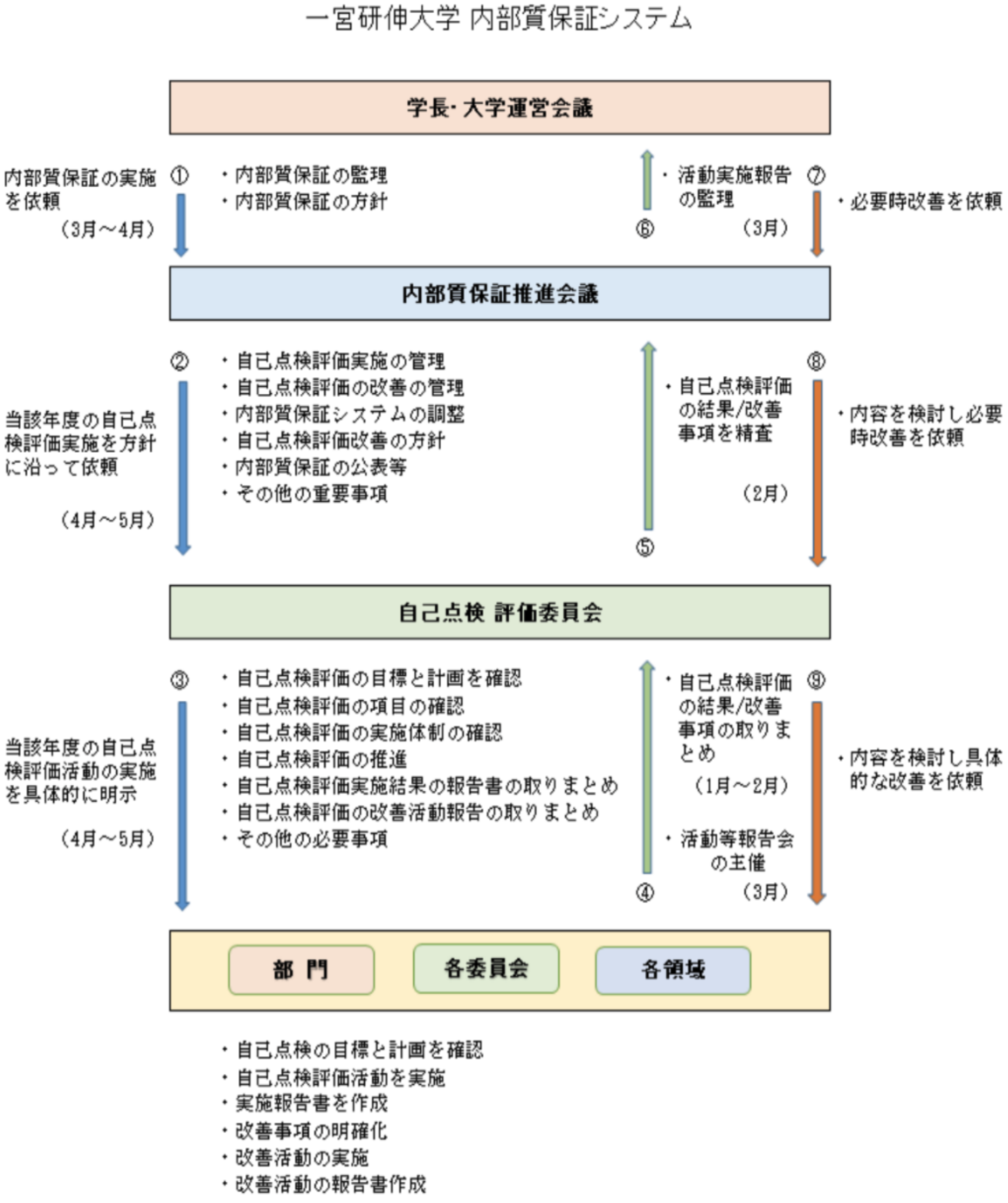

【図 2-1-1】内部質保証のシステム

2－2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

「基準項目 2－2 を満たしている。」

（2）2－2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検・評価委員会を設置し、「一宮研伸大学　内部質保証推進規程」に

基づいて自己点検・評価を実施している。本学では、学生へのサービス・質の向上についての基本的情報は、学部運営会議、教授会等で情報を共有している。教職員・学生へ周知すべき情報の公開方法は、ホームページ、教務ポータルサイト、書面等で行っている。学外に公表される本学の情報は、ホームページで常時閲覧可能となっている。

教育委員会では、すべての必修授業について学生から寄せられる授業評価アンケートをWeb で実施し、学生の意見をアンケート経由で集約し、教育改善に役立てている。また、教員の自己研鑽を奨励する目的で「一宮研伸大学　教員評価規程」を定め、教育研究活動の評価を行っている。

2-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 室では、教育活動に関する情報の収集・分析を行い、本学の効果的な教育計画の立案、運営上の戦略策定及び意思決定を支援するための包括的な活動を行っている。収集した情報の分析結果は内部質保証推進会議にて審議・報告を行い、本学の教育活動の改善に努めている。

令和 6(2024)年度は、以下の活動に取り組んだ。

①アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法の評価
②新カリキュラムの学修成果に基づいたカリキュラム・ポリシーの達成状況の評価
③ディプロマ・ポリシーの達成度の評価
④教育の質向上に関する点検・評価

2－3. 内部質保証の機能性

2-3-①　学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-②　学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）2－3 の自己判定

「基準項目 2－3 を満たしている。」

（2）2－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-①　学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援に関する学生の意見や要望は、日常的にはアドバイザーによる担当学生との定期的な面談(前期・後期のオリエンテーションの時期など)で、個々の学生の学修状況についての意見交換により把握し、必要に応じた支援に努めている。アドバイザーは、担当学生との面談によって個別学生の意見や要望を把握し、それに応じた学修支援を行っている。また、学修支援を要する学生については、教員・学務課職員合同で隔月に開催しているアドバイザー会議の場で報告され、個別対応の必要性などについて検討している。教育委員会は、学期ごとの成績評価により成績低迷者・困難者をリストアップし、情報提供している。これらによって学修支援を要する学生を明確にし、教職員全体で情報共有して、対象学生への学修支援に繋げている。個別支援が必要な場合には、アドバイザーに学務課担当職員も加わって、担当学生(場合によっては保護者も同伴)との個別面談を行うなど

の支援を行っている。

また、授業科目ごとの「授業評価アンケート」を毎学期(前・後期)に実施しており、学生の授業評価(授業満足度や授業方法など)、学生の意見などを把握している。その結果は、各講義担当教員へ報告されるとともに、FD･SD 委員会で整理・分析して、全体の結果については情報共有を図り、大学全体としての学修支援の改善に反映している。また、卒業予定者を対象に「学位授与方針に関するアンケート」を実施して、大学 4 年間にわたる学修環境などについての評価・意見を集約している。この結果は、教育委員会で分析され、アドバイザー会議の場で情報共有され、学修支援の在り方について検討する基本的資料となっている。それに基づいて教育内容や学修支援の内容について必要な改善策を図っている。

さらに、学生から学生生活全般に関する意見や要望を聞くため、「意見箱」を設けている。意見への回答については、関係部署で検討し、回答内容（改善事項など）を作成し、学生掲示板へ掲示するとともに、令和 4(2022)年度から導入した教務ポータルサイトでの回答も行っている。これにより「意見箱」への投稿も増加している。意見には、直接的な学修支援に関する意見や要望は少ないが、学修環境に関しては、図書館やゼミ室の利用時間の延長、講義室授業環境の改善、Wi-Fi 環境の改善などの意見や要望が挙げられている。学生からの要望については、改善に向けて適切に対応し解決を図っている。

学生生活全般に関しての学生の状況の把握、必要な対処などの検討は、学生生活支援委員会が中心に担っている。学生生活支援委員会では、毎年全学生対象に「学生生活アンケート」を実施しており、委員会での分析の後、まとめられた結果は教職員に情報提供されている。これにより学生生活全般における問題の把握、必要な対処に努めている。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握は、教育委員会が中心になって、毎学期(前・後期)に実施される「授業評価アンケート」や卒業時の「学位授与方針に関するアンケート調査」、学生生活支援委員会の「学生生活アンケート」、学生から教員に伝えられる情報などを集約して検討・対処している。また、学生から学生生活全般に関する意見や要望を聞く「意見箱」を設けている。学修環境に関しては、講義室環境の整備、図書館開館時間の延長、ゼミ室の利用時間の延長、Wi-Fi 環境の整備などの意見・要望がみられ、改善に向けた対応の契機となっている。

学修環境の整備では、令和 2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、学内の IT 環境の充実に関する要望が多くなり、Zoom による双方向オンライン講義システムの導入、マルチメディア教室と図書館のパソコン更新、学内 Wi-Fi 環境充実、各教室の IT 環境の充実を図ってきた。これにより学内のオンライン環境が充実し、学内であれば、マルチメディア教室と図書館のパソコンの使用や、各自のパソコンの Wi-Fi での使用が可能になり、学修環境が整備された。同時に図書館でのオンラインによる専門資料検索について、医中誌 Web、最新看護検索 Web、メディカルオンライン、CiNii Articles、CINAHL with Full Text などを導入し、更なる充実に努めている。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用に関しては、内部質保証推進会議において、外部委員である一宮市教育委員会の森教育部長を迎え、3 つのポリシーを踏まえ

た大学の取組の適切性の点検・評価を行なっており、今年度は以下の意見が挙げられた。これらの点については次年度の課題として検討を進めていく。
1)アドミッション・ポリシー(AP)について
・「主体性」の評価について、国語の記述式試験のみではなく、「どのようにしてこの大学を選んだのか」などの書きやすい内容で出題すると、回答・評価しやすいのではないか。
2)カリキュラム・ポリシー(CP)について
・5 つの CP の文章を見ると、CP3 のみ文末が「実施する」となっており、他の CP の文末「配置する」と異なっていることに違和感がある。
・成績 E について、選択科目のみならず、必修科目にも出ていることは心配である。成績低迷者も含めて、学内のフォローが必要なのではないか。
3)ディプロマ・ポリシー(DP)について
・次の段階として、平均 GPA が低い卒業生に対しての指導方法を検討いただき、今後も優秀な卒業生を社会に送り出して欲しい。

2-3-③　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

基準 2-1 に示したとおり、「一宮研伸大学　内部質保証推進規程」では、本学における教育研究活動等の状況に係る自己点検、評価及びその結果の公表並びに内部質保証の推進に関し必要な事項を定めている。

また、図 2-1-1 に示したとおり、本学では大学全体の内部質保証の PDCA サイクルを確立するためのシステムを構築している。まず大学運営会議において、内部質保証に関する方針を策定し、内部質保証推進会議に内部質保証の実施を依頼する。内部質保証推進会議では、自己点検の方針や目標を定め、自己点検・評価委員会に年度ごとに自己点検の実施を依頼する。自己点検・評価委員会ではその方針に基づき、自己点検の計画を立てる（Plan）。その後、各部門・各委員会・各領域が計画に基づいて自己点検を実施する（Do）。自己点検の結果は、自己点検・評価委員会が取りまとめ、評価を行い（Check）、改善策を検討する（Action）。これらの結果は内部質保証推進会議において精査され、大学運営会議にフィードバックされる。これらのサイクルを繰り返し実施していくことで、内部質保証の推進を実現している。

［基準 2 の自己評価］

内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会が中核となって重点課題を設定し、全学の自己点検・評価を行うとともに、各部門・各委員会・各領域で個別の項目について自己点検・評価を進めている。また、IR 室が IR 機関としての機能を有している。自己点検・評価の恒常的体制が確立しており、周期的な活動が行われていると判断している。

基準項目の自己点検のもとになるデータ、資料については、IR 室と各部門・各委員会・各領域が連携しながら取りまとめを行い、自己点検・評価委員会で審議を行い、自己点検・評価書を毎年度作成している。データや資料の継続的な収集と公表、点検結果の公表による自己点検・評価の誠実性は十分であると判断している。今後はさらに IR 機能の強化を進めていく。

大学の使命・目的を明確にした内部質保証の機能性については、大学の使命目的に基づいた年度ごとの事業計画、年度終了時の事業報告、日本高等教育評価機構の定める大学評価基準の評価項目についての年度ごとの点検評価とそれに基づく改善策の実行など、使命・目的、学修と教授、経営管理と財務のすべての項目にわたって PDCA サイクルの確立に努め、内部質保証が有効に行われていると判断している。

学生の意見・要望の把握については、教育委員会、学生生活支援委員会、FD･SD 委員会が中心になって、「授業評価アンケート」、「学位授与方針に関するアンケート調査」、「学生生活アンケート」に加え、学生から教員に伝えられる情報や学務課担当職員で把握した情報などを集約して検討し、改善などに活用している。また個別学生の要望を聞く「意見箱」を設けており、早期の改善・対応に生かされている。

学外関係者の意見・要望の把握については、内部質保証推進会議において、外部委員を迎えて 3 つのポリシーを踏まえた大学の取組の適切性の点検・評価を行なっている。

以上により、基準 2 の要件を満たしていると判断できる。

基準 3. 学生

3－1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1)3－1 の自己判定

「基準項目 3－1 を満たしている。」

(2)3－1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

【看護学部】

本学の建学の精神は、第一に地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことにある。第二に、社会がいかに大きく変わろうとも、建学の精神を一貫して堅持していくことである。すなわち「生命の尊重と人間の尊厳を理念として、幅広い教養と豊かな人間性を持ち、誠実、親切に人々と相互信頼を保ちながら、看護を実践し広く社会に貢献できる看護師を育成する。」である。

これに基づき、本学の求める人材像として、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定めている。この内容は、大学案内、学生募集要項、ホームページに掲載するとともに、受験生やその保護者を対象としたオープンキャンパスや高等学校教員を対象とした大学説明会など、様々な機会を通して周知を図っている。

＜看護学部のアドミッション・ポリシー＞

本学が求める学生は、本学の建学の精神と学部の理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲の高い学生である。人々の健康な生活への支援と生活の質(QOL)の向上に強い関心と看護への目的意識を持った以下の人に、広く門戸を開く。

1)自ら考え探求する姿勢や学習意欲が高い人
2)他者の考えを傾聴して生き方や意見を尊重できる人
3)看護を探求する目的意識を持つ人
4)人々や社会への貢献に関心がある人
5)自らの健康管理をしようと努力する人
6)非喫煙者

＜助産師課程のアドミッション・ポリシー＞

1)母子に深い関心を持ち、助産師になりたいと強く希望する人
2)助産の専門的知識を基盤にした臨床判断能力を身につけようと努力することができる人
3)生命の誕生を尊び、母子(胎児を含む)とその家族への畏敬の念を抱くことができる人

【大学院看護学研究科】

本研究科は、地域の健康課題と多様化する医療ニーズに対応し、研究・教育能力を有する高度な看護実践者の育成を目的としている。この目的を達成するのに必要な学力・能力・適性を備えた人材を受入れるため、以下の 4 つのアドミッション・ポリシーを設定し、入学時にこれらの要件を満たすと判断できる人を入学対象者として選抜する。

＜大学院看護学研究科のアドミッション・ポリシー＞

DP・CP の目標・内容を踏まえ、以下の基本的知識、関心や態度を身に付けている者を受け入れる。

1)倫理的配慮を踏まえた看護実践の基礎を身につけている人

2)保健医療チームの一員として、多職種と連携して協働することができる人

3)看護職として社会貢献を志向し、主体的に生涯学習に取り組む意欲のある人

4)保健医療に関する問題意識を有し、看護研究に取り組む意欲のある人

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【看護学部】

本学看護学部の入学者選抜では、一般選抜(1 期、2 期)、学校推薦型選抜(指定校・学校推薦 1 期、2 期)、社会人等特別選抜(1 期、2 期)、大学入学共通テストプラス選抜(1 期、2 期)及び大学入学共通テスト利用選抜(1 期、2 期)を実施している。それぞれの入学試験では、選抜基準を定め、公正・適切に運用している。学校推薦型選抜及び社会人等特別選抜では、表 2-1-1 の選抜方法により、アドミッション・ポリシーに適合した学生を選抜している。また、一般選抜、共通テスト利用選抜、共通テストプラス選抜では、必修科目(国語、英語)と選択科目(生物、数学)の学力試験により選抜している。

入学者選抜の小論文の設問や一般試験(国語、英語、生物、数学)の問題は、大学独自に作成し、機密保持契約を締結のうえ第三者機関により確認・評価している。毎年の入学者選抜は、入学試験委員会で検討が行われ、アドミッション・ポリシーに沿った小論文の課題、面接試験の質問内容や評価、志望理由書・調査書の評価、必修科目・選択科目の設問内容、適切な選抜基準など、前年度の改善点などを踏まえて実施内容を決めている。

【表 2-1-1】令和 7(2025)年度看護学部入学試験の入試区分・募集人数等

入試区分	募集人数	試験日	選抜方法	合格発表
学校推薦型選抜 1 期	33 名	11 月 16 日	小論文、個別面接、調査書、志望理由書	12 月 2 日
学校推薦型選抜 2 期	若干名	12 月 14 日	小論文、個別面接、調査書、志望理由書	12 月 19 日
一般選抜 1 期	35 名	2 月 1 日	必修科目(国語、英語)、 選択科目(生物、数学)	2 月 6 日

一般選抜 2 期	3 名	3 月 1 日	必修科目(国語、英語)、 選択科目(生物、数学)	3 月 6 日
大学入学共通テストプラス選抜 1 期	3 名	2 月 1 日	大学共通テスト利用科目(国語、英語)、選択科目(生物、数学)、調査書	2 月 14 日
大学入学共通テストプラス選抜 2 期	2 名	3 月 1 日	大学共通テスト利用科目(国語、英語)、選択科目(生物、数学)、調査書	3 月 6 日
大学入学共通テスト利用選抜 1 期	3 名	―	大学共通テスト利用科目(国語、英語)+(理科、数学より 1 科目)	2 月 14 日
大学入学共通テスト利用選抜 2 期	2 名	―	大学共通テスト利用科目(国語、英語)+(理科、数学より 1 科目)	3 月 6 日
社会人等特別選抜 1 期	2 名	11 月 16 日	小論文、個別面接、志望理由書	12 月 2 日
社会人等特別選抜 2 期	若干名	3 月 1 日	小論文、個別面接、志望理由書	3 月 6 日

【大学院看護学研究科】

大学院の入学試験では、一般選抜(1 期、2 期、3 期)、社会人選抜(1 期、2 期、3 期)、社会人特別選抜(1 期、2 期、3 期)、推薦選抜(1 期)を実施している。それぞれの入学試験では、アドミッション・ポリシーに沿った試験問題を作成し、入学定員に沿った選抜基準を定め、公正・適切に運用している。

【表 2-1-2】令和 7(2025)年度看護学研究科入学試験の入試区分・募集人数等

入試区分	募集人数	試験日	選抜方法	合格発表
一般選抜	計 5 人	共通 (1 期選抜) 9 月 28 日 (2 期選抜) 12 月 14 日 (3 期選抜) 3 月 1 日	専門科目、小論文、個別面接	共通 (1 期選抜) 10 月 4 日 (2 期選抜) 12 月 19 日 (3 期選抜) 3 月 6 日
社会人選抜			専門科目、小論文、個別面接	
社会人特別選抜			小論文、個別面接	
推薦選抜	1 人	(1 期選抜) 9 月 28 日	小論文、個別面接	(1 期選抜) 10 月 4 日

3-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【看護学部】

看護学部の各選抜方法の志願者・受験者・合格者・入学者数は、以下のとおりである。各年度の入学定員 80 人に対する入学定員充足率は、平成 29(2017)年度 121.3%、平成 30(2018)年度 122.5%、令和元(2019)年度 108.8%、令和 2(2020)年度 103.8%、令和 3(2021)年度 120.0%、令和 4(2022)年度 120.0%、令和 5(2023)年度 107.5%、令和 6(2024)年度 100.0%と、いずれの年も 100%を上回っていた。3 年次編入学選抜は令和 6（2024）年度で終了となり、入学定員は 83 人に変更となった。令和 7（2025）年度の入学定員は 83 人で入学定員充足率は 90・3%となっている。令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は 100.3%となっている。なお、入学定員を超過している状況であるが、大学設置基準に規定する教員数を超えて教員を配置しており、教育環境は適切であると考える。

令和 3(2021)年度より志願者数が増加したが、大学入試共通テストの開始に合わせて、大学入学共通テストプラス選抜(1 期、2 期)と大学入学共通テスト利用選抜(1 期、2 期)の選抜方式を増やしたことや、インターネット出願を始めたことが関係していると考えられる。令和 7（2025）年度は志願者数が減少したが、少子高齢化の影響や高校生の年内受験傾向が強まったことが影響していると考えられる。

【表 2-1-3】看護学部入試の実施結果　（単位：人）

種別	年度	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
学校推薦型選抜	2017	40	39	38	36
	2018	60	59	43	37
	2019	70	68	52	38
	2020	72	72	64	47
	2021	104	104	91	68
	2022	125	122	74	59
	2023	85	82	63	55
	2024	90	84	73	51
	2025	68	68	68	51
一般選抜	2017	190	175	127	60
	2018	184	174	109	61
	2019	176	163	105	49
	2020	188	174	102	36
	2021	230	208	97	28
	2022	163	147	92	32
	2023	154	148	91	28
	2024	101	90	86	27
	2025	57	52	52	16
大学入学共通テストプラス選抜	2021	74	69	17	0
	2022	46	44	35	4
	2023	71	68	40	2
	2024	43	40	35	1

	2025	19	17	16	1
大学入学共通テスト利用選抜	2021	128	128	17	0
	2022	44	44	31	0
	2023	106	106	63	1
	2024	59	59	52	1
	2025	64	64	60	7
社会人等特別選抜	2017	4	3	1	1
	2018	2	2	0	0
	2019	0	0	0	0
	2020	1	1	0	0
	2021	0	0	0	0
	2022	2	2	1	1
	2023	2	2	0	0
	2024	1	1	0	0
	2025	0	0	0	0
計	2017	234	217	166	97(121.3)
	2018	246	235	152	98(122.5)
	2019	246	231	157	87(108.8)
	2020	261	247	166	83(103.8)
	2021	536	509	222	96(120.0)
	2022	380	359	233	96(120.0)
	2023	418	406	253	86(107.5)
	2024	294	274	246	80(100.0)
	2025	208	201	196	75(90.4)
3 年次編入学選抜（令和 6（2024）年度で募集停止）	2019	1	1	1	1
	2020	2	2	1	0
	2021	0	0	0	0
	2022	0	0	0	0
	2023	1	1	0	0
	2024	1	1	0	0

（　）内は入学定員充足率(%)

【大学院看護学研究科】

大学院の各選抜方法の志願者・受験者・合格者・入学者数は、以下のとおりであり、入学定員 6 人に対し、充足率 100％であった。

【表 2-1-4】看護学研究科入試の実施結果　（単位：人）

種別	年度	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
一般選抜	2023	2	2	2	1
	2024	0	0	0	0
	2025	1	1	1	1

社会人選抜	2023	1	1	1	1
	2024	0	0	0	0
	2025	0	0	0	0
社会人特別選抜	2023	4	4	4	4
	2024	6	6	6	6
	2025	7	7	7	7
推薦選抜	2023	0	0	0	0
	2024	0	0	0	0
	2025	0	0	0	0

3－2. 学修支援

3-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-②　TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3－2 の自己判定

「基準項目 3－2 を満たしている。」

（2）3－2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援組織として、教育委員会、学生生活支援委員会及びダイバーシティ委員会・障がい学生支援委員会を設置し活動している。事務組織では学務課が担当し、各委員会の構成員にもなっており、教員と協働して大学全体で学修支援に対応している。

学生個々への早い段階からの学修支援に活用すること、学生の学修効果を定性的に分析し、教育委員会及び国家試験対策委員会における学修支援計画へフィードバックすること、IR により定量的に評価しデータを活用することを目的として、入学予定者に対し、入学前教育を実施している。入学前教育は、入学試験委員会が企画した次の 3 点の要素で構成している。1 点目は、本学が費用を一部負担する外部委託の「学問サキドリプログラム」で、高等学校での学習を本学での看護学の学修に関連づける機会を提供すること、2 点目は、入学前オリエンテーションで実施する「基礎力リサーチ」で、試験で入学時の学力を、アンケートで志望動機や学修への意欲・関心を調査し、その結果を学修支援に携わる教職員に対し入学前教育報告会において共有して、個別の学修支援に役立てること、3 点目は、入学前オリエンテーションにおける「大学で学ぶとは」というタイトルで、学習から学修へのステップアップについて、教員と学生でともに考える機会を提供することである。

学生に対する具体的な学修・生活支援としては、数人の学生を各教員が担当するアドバイザー制度を設けており、学生の個別相談・支援できる体制をとっている。毎年の前期・後期の授業開始時にオリエンテーションを行うのに併せて、アドバイザー担当学生と学修や生活状況について懇談する個別面談の機会を設け、学生の学修上や生活上の困難など生活全般についての状況把握に努めている。支援が必要な学生には、アドバイザーを中心に、場合によって学務課担当職員も入って、個別面談をしてサポートしている。また、隔月に

1 回、アドバイザー会議を行っており、学務課を代表して学務課長が参加している。会議内容は学務課内に情報共有され、対応できるようにしている。支援が必要と思われる学生に関する情報については、教員と学務課担当職員で行う会議で共有し、必要時に全体で対応できるようにしている。

教育委員会では、学期ごとの成績に基づき、成績不振の要注意者(成績不可の者や GPA(Grade Point Average)1.5 未満者)をリストアップしてアドバイザーに情報提供するとともに、「一宮研伸大学看護学部 GPA 等の運用に関する規程」第 9 条も基準にして、成績不振者に対して個別面談して指導するなど学修支援に努めている。

新たな学修支援策として、令和 4(2022)年度から Web による新教務ポータルシステムを導入した。これにより、時間割、シラバス、各講義の出席状況、成績、連絡事項、レポート課題提出などを、各自のパソコンやスマートフォンで閲覧・実行できることになり利便性が向上した。教員が講義で使用した資料は同システム上に保存可能で、学生が復習する際に利用でき効果的である。アドバイザーは、同システムにより担当学生の講義出席状況や単位修得状況などを確認でき、学生の学修状況の把握が容易になり、学修支援に活用されている。管理は学務課職員が担当しており、情報を教員とも共有している。3-4 年次には国家試験対策用のオンラインによる自己学習用プログラムを別途提供している。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、令和 5(2023)年 4 月に大学院を設置したところであり、現時点では TA は存在しないが、令和 5(2023)年 11 月に「一宮研伸大学大学院看護学研究科ティーチング・アシスタント取扱規程」を制定し、今後の大学院生の活用に向けて準備をした。

医療機関での臨地実習や学内演習では、少人数グループになるため、必要に応じて学内助手や非常勤助手を追加して教育補助業務にあたっている。また、1 年次の教養ゼミナール、3-4 年次の総合ゼミナール(卒業研究)など少人数でのカリキュラムがあり、学生とのコミュニケーションや支援の強化を図っている。同時に、すべての教員は、オフィスアワーを設け、常時学生からの相談に乗っている。

個別学生への学修支援では、前述したようにアドバイザーによる支援、各学期のオリエンテーションに併せた担当学生との個別面談の実施、隔月での支援が必要と思われる学生に関する教員・職員間での情報共有、教育委員会での成績不振者の情報提供、新教務ポータルシステムの導入など、教員と職員との協働で対応している。

さらに、保護者の理解・協力を求め、学生支援の質向上を図るため、保護者対象のガイダンスを毎年春の時期に実施している。大学紹介(学長・学部長)、教育内容(教務学生部長)、学生生活支援(教務学生次長)、キャリア支援(キャリア支援担当教員)などについて紹介し、質疑応答も行って保護者への理解を促す機会としている。

就学困難(退学、休学、留年など)な場合には、アドバイザー(+場合によっては学務課職員)に学生と保護者を含めた 3 者面談を行って、十分な話し合いを行い、学生及び保護者の意思を確認するとともに、対応策について支援を行っている。面談の内容については、必要に応じて情報共有して、今後の解決策への活用として役立てている。就学困難者の情報は、教育委員会において分析・検討が行われ、就学困難の危険性がある場合には早期対応を第一として、アドバイザーに連絡して面談など対応を促すとともに、全体として情報

共有して学修支援に活用している。4 学年そろった令和 2(2020)年度以降を見ると、退学者数(除籍者数を含む)は、令和 2(2020)年度 5 人、令和 3(2021)年度 7 人、令和 4(2022)年度 4 人、令和 5(2023)年度 5 人、令和 6 (2024) 年度 8 人で、在籍者数に対する退学者数の割合は、令和2(2020)年度1.4%、令和3(2021)年度1.9%、令和4(2022)年度0.9%、令和 5(2023)年度 1.4%、令和 6 (2024) 年 2.3%であった。

心身の障害で対応を要する学生に対しては、障がい学生支援委員会が窓口になり、合理的配慮に基づいて必要な処置について個別対応をしている。具体的対応では、受講環境の配慮、試験環境での配慮などがある。対応方針は、「一宮研伸大学における障がい学生支援に関する基本方針」を令和 5(2023)年 4 月に定め、ホームページ上に公表した。令和 6 (2024) 年には、ホームページ上に「一宮研伸大学 障がい学生支援に関する規程」「障害別の合理的配慮又は教育的配慮の事例紹介」を公表した。

3－3. キャリア支援
3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施
3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3－3 の自己判定
「基準項目 3－3 を満たしている。」

(2) 3－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、キャリアサポート委員会が中心になり、学務課担当職員と協働しながら、学生のキャリア支援の取り組みを行っている。キャリアサポート委員会において 4 年間にわたるキャリア支援計画を策定し、1 学年からのキャリア支援を行っている。看護師、助産師として病院への就職活動が主なので、それに向けた支援活動となる。

1 年次には、キャリア形成の入門として、「社会人としてのマナー(コミュニケーションスキルズに関する講座)」、「本学のキャリアサポート体制について・キャリアサポート室の活用」など、社会人・看護職としての就職への意識づけを意図した講座を実施している。2-3 年次では、自己分析の方法、就職や就職試験の動向を知り、それらに基づき進路を考えることができるように、「インターンシップの活用法」などの講習会を行っている。3-4 年次では、「自己 PR、履歴書の書き方」、「エントリーシートの書き方」や「面接の受け方」など、就職活動に直接関連するテーマの講習会を企画している。新卒応援ハローワーク(経済産業省管轄)、キャリア形成サポートセンター(厚生労働省)、外部就職支援機関(マイナビ・ナースセンター)などの外部機関のキャリア支援サービスの利用も行っている。4 年次の実際の就職活動にあたっての履歴書やエントリーシートの書き方や面接の受け方・練習については、アドバイザー及びキャリアサポート委員会も個別に相談に乗っている。

【表 2-3-1】キャリア支援に関するイベントの開催

開催日	開催方法	イベント名	主催者	対象学年
2024/4/5	学内	本学のキャリア支援	キャリアサポート委員会	2
2024/4/5	学内	就職活動の進め方	マイナビ	2
2024/4/8	学内	本学のキャリア支援	キャリアサポート委員会	1
2024/4/8	学内	本学のキャリア支援	キャリアサポート委員会	4
2024/4/9	学内	本学のキャリア支援	キャリアサポート委員会	3
2024/4/9	学内	就職・進学関連	ナース専科	3
2024/4/9	学内	大雄会看護部説明会	大雄会	3
2024/4/10	学内	就職試験のための面接指導	ナース専科	4
2024/5/18	学内/Zoom	保護者向け就職ガイダンス	キャリアサポート委員会	全学年
2024/5/21	学内	社会人としてのマナー講座	エスパシオエンタープライズ（株）	1
2024/5/27	学内	先輩からのメッセージ	キャリアサポート委員会	3
2024/7/10	学内	卒業生との交流会	キャリアサポート委員会	3
2023/7/10	学内	身だしなみ講座	花王グループカスタマーマーケティング（株）	2･3
2024/9/12	学内	学内病院説明会	キャリアサポート委員会	1～3
2024/9/17	学内	病院内定の決め手等に関するアンケート	キャリアサポート委員会	4
2024/9/27	学内	キャリアサポート室の紹介	キャリアサポート委員会	1
随時	愛知県ナースセンター	ナースの働くサポート	愛知県ナースセンター	３～4
2025/2/6	学内	大雄会看護部説明会	大雄会	3
2025/2/18	学内	60 分でマスター！採用担当者様の心をつかむ自己 PR を作成しよう	マイナビ	3
2025/2 以降	ハローワーク/Zoom	応募書類添削、面接練習、など	愛知新卒応援ハローワーク	3
2025/3/25, 4/3	学内	面接指導	ナース専科	3

3-3-② キャリア支援体制の整備

令和 6(2024)年 9 月には、1-3 年次を対象に卒業生の就職が多い病院を中心に 11 病院を招いて大学内で病院説明会を開催した。就職担当者(看護副部長など)とともに就職した卒業生も参加し、病院担当者から身近に病院紹介を受けることに加えて、卒業生の働いている現状を聴くことができる場として、学生にとって就職活動を進める動機となった。

また、キャリアサポート室を設けて、各病院から求人資料を保管し、公開・閲覧可能としている。病院案内、看護師・助産師募集要項などの求人資料、就職した卒業生の現状を掲載した病院レポートなど各病院からの資料を保管しており、学生が自由に閲覧でき就職活動に活用している。キャリアサポート室には、卒業生が就職試験を受けた病院での面接試験や小論文、筆記試験の内容などが記載された資料も保管されており、受験する病院の選択や就職試験の際に参照できる。

主な病院の採用試験の日程と試験情報は、学務課担当職員が一覧表にまとめ、キャリアサポート室において管理し、就職活動する病院選定の情報として利用されている。アドバイザーは担当学生の就職活動の状況把握に努め、相談があった時などにもこの情報は活用されている。その他、大学院への進学、助産師課程や保健師課程への進学を目指す学生のために、情報（チラシ、募集要項、学校案内など）を配置し、閲覧できるようにしている。

就職先病院の内定が得られた学生には「採用試験受験結果報告書」の提出を求め、随時学生の就職状況の把握に努め、就職内定が遅れている学生の支援にも活用している。この「採用試験受験結果報告書」には、受験した病院の採用試験(面接や小論文、筆記試験など)の内容についても記載してもらい、在学生が就職活動で活用する資料としている。一部の進学希望者(助産師や保健師希望など)を除いて、病院就職希望者の内定率は 100%となっている。

就職先がほぼ決定した 4 年次後期には「キャリア形成論」の講義があり、就職後の看護職としてのキャリア形成、キャリア・ラダーや将来像など、就職に向け各自のキャリア形成について考える機会を提供している。

令和 3(2021)年から、ホームカミングデイを開催し、卒業生が来学して病院での近況など意見交換する機会を設けている。令和 6(2024)年 7 月に卒業生と在学生(1-3 年次)との交流会を開催した。令和 6(2024)年 9 月に実施した学内病院説明会でも就職担当者のみでなく卒業生も同行していて、卒業生の働く状況について在学生と情報交換がされた。

また、昨年度に引き続き、令和 6(2024)年 5 月に「先輩からのメッセージ」を開催し、3 年生を対象に、5 人の卒業生から、病院の選び方や就職してからのキャリアプランについて話をしてもらい、就職活動の意欲を高める機会とした。

さらに、令和 5(2023)年から、卒業生に「卒業後のキャリアサポート支援」のメールを配信して相談窓口を設け、依頼時には対応マニュアルに基づき、キャリアサポート委員会委員 2 名が対応した。対象は、昨年度卒業生とし、該当する卒業生は 1 名であった。

3－4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）3－4 の自己判定

「基準項目 3－4 を満たしている。」

（2）3－4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活支援の組織として、教員と学務課職員から構成される学生生活支援委員会があり、学生生活の支援の取り組みを行っている。学生生活に関する相談窓口は学務課で、学生生活支援委員会の教員やアドバイザーと情報を共有しながら対応している。個別学生への対応は、アドバイザーが中心になり生活全般に関する相談に対応し支援している。個別対応には、必要に応じて学務課職員も協働している。

学生生活での心理的問題については、アドバイザーが個別対応するが、案件によっては学生相談室で学校カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)との相談を勧めている。学生相談員は相談のしやすさも考慮し、外部所属者に依頼している。健康に関しては、保健休養室に学校看護師 1 人を配置し、週 2 日体制で健康診断記録の把握、相談・保健業務を実施してきたが、令和 6(2024)年 4 月から学校看護師を 1 人から 2 人に増員して週 4 日体制に、さらには令和 7(2025)年 4 月からは学校看護師の配置を週 4 日体制から週 5 日体制とし、学生対応の体制強化を図ることとした。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、全学生を対象に集団接種会場での接種を愛知県担当部署と連絡を取りながら実施した。

インフルエンザ予防接種については、希望者に対して学内での接種を実施している。令和 6(2024)年度から、一宮研伸大学後援会と協働し、後援会からインフルエンザ予防接種費用の一部を補助している。

在学生への経済的支援では、本学独自の特待生制度として、各学年の成績優秀者 3 人(計 12 人)に対し、1 人は授業料の全額を免除、2 人には半額を免除している。勤労奨学金として、学生 4 人に対して学内補助業務に従事することを条件として年間 20 万円奨学金を支給している。

また、本学学生に限定された大雄会奨学金(一宮研伸大学看護師奨学金)があり、学生 5 人に対し年間 60 万円、4 年間 240 万円が大雄会から支給されているが、令和 5(2023)年度には、3 年生 3 人を対象として年間 60 万円、2 年間 120 万円が支給されるように、さらに令和 6(2024)年度からは 1 年生の対象枠が 5 人から 10 人に拡充された。これらの経済的支援を受ける学生は、それぞれ選考委員会を設けて選抜を行っている。

在学生への学生生活・経済的支援としては、本学に隣接しているシンパシー1(女性寮)の利用がある。大雄会病院の看護師寮であるが、約 40 部屋について本学女子学生が利用でき、遠方からの入学者を優先し、経済的事情も考慮して入居の選抜をしている。寮費は 15,000 円であったが、令和 4(2022)年度から経済的支援を兼ねて以前の半額以下の月額 6,000 円に減額された。

また、男子学生などシンパシー1に入寮できない遠方の学生への支援として、愛知県住宅供給公社と協働し、大学近辺の県営住宅への入居の検討を開始した。地域の自治会活動への積極的な参加を通じて、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とした協定を愛知県と締結することにより、多様な年齢層の住民とのコミュニケーション実践の場と大学からほど近い住居環境を学生に提供することが可能となる。

本学以外の奨学金として、日本学生支援機構奨学金については、学務課が窓口となり、令和 4(2022)年度から、教務ポータルサイトにより学生へ情報発信の上、個別相談を実施して対応している。その他、自治体、各種財団法人からの奨学金の募集情報について、学

務課で整理をして、教務ポータルサイトにより学生に周知を図っている。なお、病院による奨学金や実習病院からのアルバイト情報についても学務課で整理をして、キャリアサポート室において情報提供を行っている。

学生への課外活動支援では、一宮市 SDGs パートナー制度や、認知症に関するあいち認知症パートナー企業・大学に登録したりして、愛知県や一宮市から様々な地域活動の情報を得て参加活動を促進している。また、社会貢献のボランティア活動の参加支援として、在学生からボランティア登録を募り、登録学生に地域ボランティア活動の紹介をして参加するシステムを構築している。登録者のメーリングリストを活用して、各種ボランティアの情報提供を行っており、令和 6(2024)年度は、14 件に延べ 133 名が参加した。とりわけ、一宮市 SDGs パートナー団体である NPO 法人元気ふれあい倶楽部におけるわくわくキッチンこども食堂には、毎月学生が参加し、食育・フードロス・経済困窮者への援助を行った。

学内の学生交流の促進支援として、大学祭やサークル活動への支援、新入生歓迎交流会の催しなどがある。大学祭(研伸祭)は毎年 10 月開催で学生独自に企画し、地元住民との交流機会ともなっていたが、コロナ禍で令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度の 2 年間は対面での開催を中止した。令和 3(2021)年度は学生による動画作成のオンライン開催とし、5 つの学生グループ作成による動画が紹介された。令和 4(2022)年度は、本学関係者に限定して対面開催とした。令和 5(2023)年度は、4 年ぶりに地域住民の方々にも参加していただき、学生と地域住民との交流を図ることができた。令和 6 (2024) 年度は、さらに地域住民の方々の参加が増え、学生と地域住民との交流を図ることができた。サークル活動には活動支援金の制度があり、令和 5(2023)年度に新たに 2 団体が活動を開始し、令和 6 (2024) 年度も引き続き活動を継続している。新入生歓迎会は、新学期のオリエンテーションの時期に、2 年次が中心に企画をして、アドバイザーグループごとに分かれて、1-2 年次間の交流を行い、大学生活への導入を図っている。

3－5. 学修環境の整備

3-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-②　図書館の有効活用

3-5-③　施設・設備の安全性・利便性

（1）3－5 の自己判定

「基準項目 3－5 を満たしている。」

（2）3－5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地及び校舎について、校地は、大学及び大学院の共用として、8,943.6 ㎡（うち、借地 1,487.6 ㎡）であり、合計設置基準上必要とされる面積 3,500 ㎡を満たしている。

教育研究支援施設については、最新の設備が整っており、充実した講義室及び実習室を

完備している。令和 5(2023)年度の大学院開設にあたっては、院生の学習環境の充実を図るため、院生共同研究室を整備した。

なお、インターネットの使用環境の整備も学生生活に欠かせないものとなっているため、全館学内 LAN 環境を整え教職員とも使用環境を整えている。学生が自由に使用できるマルチメディア教室（パソコン教室）も開放して、学修環境の整備を行っている。

また、教務ポータルサイトについて、学生・教職員双方の利便性の向上、ならびに安全な教学管理体制の構築のため、機能拡充を段階的に計画し、①成績管理、②Web 成績入力、③Web シラバス、④出席管理、⑤Web 合否確認、⑥学生カルテの導入を行っている。

さらに、大学構内の蛍光灯も新校舎及び一部改修した部分については、LED を導入しているが、順次 LED 化に向けて対応していく。

3-5-② 図書館の有効活用

図書館は 2 号館 1 階に位置している。平成 29(2017)年の改修工事により 484.50㎡へと増床し、新たにグループ学習室やラーニングコモンズを設置した。平成 30(2018)年には、書架連結工事や棚板に落下防止テープを貼付するなどの地震対策を行っている。

令和 6(2024)年 5 月時点の蔵書点数は、図書が 18,748 冊、契約する雑誌が 32 種(うち電子ジャーナル 2 種)、視聴覚資料が 1,284 点である。看護・医学分野を含めた専門図書については、図書委員会が中心となって授業・実習カリキュラム進行に沿った選書を実施し、学生や教員のリクエストを受け付けている。また、知識や教養を育むことを目的とした一般図書については、司書資格を有する図書館職員による選書を中心に、学生の要望をふまえた蔵書の構築を行っている。

館内には、収容定員の約 30%となる 95 席の閲覧席を設置している。有線 LAN 接続のデスクトップパソコン（8 席）、無線 LAN 接続の貸出用ノートパソコン（10 台）を常備し、データベース・電子ジャーナル・電子書籍など、電子資料を使用した学修活動が可能である。

なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症対策により座席の一部間引き、マルチメディア教室所属のノートパソコン（20 台）の一時設置を行っていた。これらのノートパソコンも、学修用として自由な利用が可能となっていた。

図書館の運営は、図書委員会(館長、教員 2 人、図書館職員 2 人）に諮り、図書館職員 2 人で業務を遂行している。令和 5(2023)年 4 月の大学院設置に伴い、令和 5(2023)年 6 月から月 1～2 回、9 時から 17 時まで土曜日を開館日とし、令和 5(2023)年度の開館日数は 252 日であった。令和 6(2024)年 4 月からは、平日は大学の施錠時間に沿った 9 時 00 分から 18 時 45 分、土曜日（月 1～2 回）は 10 時から 18 時の開館を実施している。コロナ禍以前は平日 9 時から 19 時 45 分の開館を行っていたが、コロナ対応に伴う縮小により、9 時から 18 時 45 分となり、5 類移行後は、令和 5(2023)年度においては再び 19 時 45 分までの開館となっていた。平日の夕方は週に 2、3 日程度勤労奨学生制度を活用し、学生が図書館受付業務その他のサポートを担っている。

学修・研究支援として、新入生及び入職者へのガイダンスのほか、各学年へのオリエンテーション、ゼミ、学年単位での情報検索の授業や講座、外部講師を招いての対面及びオ

ンライン講習会を実施している。
学外者（卒業生及び他大学・機関所属者のみ）の利用は、新型コロナウイルス感染症対策により来館を禁止していた時期もあったが、現在は新規登録、利用ともに受け入れている。また、オープンキャンパスや学内催事の際には一般来場者への開放も行っている。
館内サービスだけでなく、実習先や自宅等で使用できる電子での図書館サービスの活用にも力を入れている。四年制大学開学時から、電子書籍及び国内データベースを開始したほか、令和 4(2022)年度までに国内外海外データベースを追加導入し、すべてのサービスにおいてリモートアクセスでの利用が可能である。これにより、授業、実習、課題でも広く活用されている。学外との連携は、相互貸借や文献複写サービス（ILL）のほか、大学コンソーシアム連合への加入で、高騰する海外の学術誌への対策をとっている。

3-5-③　施設・設備の安全性・利便性

本学は、開かれた看護大学を目指しており、障がいを持った方でも学修ができる環境を整備することに努めている。具体的には、既に学内にエレベーターや多目的トイレ・スロープを複数設置しており、既存の和式トイレについても温水洗浄便座付き洋式トイレへの順次変更を行っている。障がいを持つ人にとっての施設の利便性向上をさらに進めていく。
講義室、ゼミナール室及び実習室の面積・規模等については適切に配置している。
なお、座学中心の講義では受講者数に応じた教室で授業編成を行い、実習・演習科目では少人数のグループに分け、かつ複数教員（助手含む）の配置による指導等を実施し、教育効果の向上を図っている。

［基準 3 の自己評価］

建学の精神に基づき、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を定め、大学案内、学生募集要項、ホームページに掲載するとともに、オープンキャンパスや大学説明会など、様々な機会を通して周知を図っている。入学試験では、アドミッション・ポリシーに適合した選抜基準を定め、公正・適切に運用している。各年度の入学定員充足率は、いずれの年も 100%を上回っていたが、令和 7（2025）年度入学生の充足率は 100%を切った。そのた、18 歳人口の減少に加え、近隣地域での看護系大学・学部の増加もあり、入学定員の確保に向け、学生募集・広報活動を一層強化していく。オープンキャンパスは、模擬講義を各領域で実施することや、在学生との交流(フリートーク)の機会を増やすなど、内容を充実させ、高校生・保護者への広報の機会として重視していく。高等学校訪問は、本学の所在する愛知県尾張地域をはじめ、近接する岐阜県などの高等学校、特に本学への入学実績のある高等学校には、訪問回数を増やすなど広報活動を強化する計画である。また、大学ホームページに本学の活動内容を積極的に掲載することや SNS を利用して大学の魅力を発信するなどの強化を図っていく。また、本学では、選択制で国家試験受験資格を取得することができる助産師課程（定員 5 人）を設置しているが、同課程の選択を希望する学生が多くいることから、令和 6(2024)年度入学生から、定員を 6 人に増員するよう令和 5(2023)年度に文部科学省に申請し承認された。

学修支援組織として、教育委員会、学生生活支援委員会及びダイバーシティ委員会・障がい学生支援委員会があり、事務組織では学務課が担当し、教員と職員が協働して大学全体で学修支援に対応している。また、アドバイザー制度を設けており、学生の個別相談・支援できる体制をとっている。学修困難学生に関する情報共有の機会を設け、早期支援に繋げている。令和 4(2022)年度から新教務ポータルシステムを導入し、学生及び教員ともに学修履修状況の把握が容易にでき、学修支援に活用している。学生への学修支援は、学生が看護職としての実力を修得して将来活躍できるようにする支援として、大学の最重要課題に位置付けて教職員全体で取り組んでいく。中でも成績低迷者、成績不振者を早期に把握して、1 年次から支援することに力点を置き、教務ポータルシステムを活用した修学状況の把握により、アドバイザーが中心になりながら、教育委員会、学生生活支援委員会で情報共有を図り、早期の個別支援に繋げるようきめ細かな対応の強化を図っていく。

キャリア支援は、キャリアサポート委員会が中心になり、就職活動に関連する講習会を企画するとともに、卒業生との体験交流会や病院案内なども大学内で実施し、キャリアをイメージしやすい機会の提供に努めている。各病院からの求人情報は一覧表に整理し、キャリアサポート室において求人資料・進学情報や卒業生の就職活動経験など資料を保管し活用を促している。学生の就職内定状況を教職員間で情報共有するなどして、キャリア支援を図っている。アドバイザーも個別に相談に乗るなど、キャリア支援に取り組んでいる。

学生生活支援としては、学生生活支援委員会があり、相談窓口は学務課で、アドバイザーと情報を共有しながら対応している。心理的問題については、学生相談室で学校カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)が個別相談に応じる体制をとっている。健康に関しては、令和 6(2024)年度から保健休養室に担当看護師 2 人を配置し、保健休養室業務(週 4 日)を担当しており、令和 7 (2025) 年度からは保健休養室業務を週 5 日実施することが決定している。経済的支援では、本学独自の特待生制度、勤労奨学金制度、大雄会奨学金、大雄会病院の看護師寮の利用提供がある。その他、学務課が窓口となって、学生への情報発信、個別相談を実施して対応している。

課外活動支援では、学生生活支援委員会が中心となって大学祭やサークル活動への支援を強め、学生の自主活動の活性化に努めている。地域ボランティア活動を組織的に進めるため令和 4(2022)年度より在学生のボランティア登録制度を創設し、地域ボランティア活動の情報を広く紹介して参加促進を図っている。

学生の学修環境及びキャンパスの整備は順次行っているが、今後も、充実した学修環境の整備を進めていくとともに、3 号館の空調設備やトイレ改修など老朽化による各箇所の整備を迅速に行っていく。今後も学生生活アンケートや意見箱等から学生のニーズを吸い上げ、よりよいキャンパスライフを保証していく。

基準 4. 教育課程

4−1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

（1）4−1 の自己判定

「基準項目 4−1 を満たしている。」

（2）4−1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【看護学部】

看護学部では、学部の教育理念を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されている。

ディプロマ・ポリシーは、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により、学内外への周知を図ってきた。

令和 4(2022)年度のカリキュラム移行に伴い、大学の理念（教育研究上の目的）及び教育理念、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを変更した。新たなディプロマ・ポリシーについて学生に周知するため、令和 4(2022)年 4 月開催の前期ガイダンスにおいて、全学年を対象に、教育委員会委員長より説明を実施した。特に、令和 3(2021)年度以前入学生（2 年次から 4 年次）は、入学時のディプロマ・ポリシーと変更になるため、説明用資料も配付し周知を図った。

なお、シラバスには、科目概要と対応するディプロマ・ポリシーを明記し、ディプロマ・ポリシーについての理解促進を図っている。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、研究科の教育理念を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されている。ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページでの公表、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明により、学内外への周知を図っている。なお、シラバスには、科目概要と対応するディプロマ・ポリシーを明記し、ディプロマ・ポリシーについての理解促進を図っている。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

【看護学部】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準を設けている。「一宮研伸大学看護学部履修規程」により、単位認定に係る定期試験受験資格、成績評価基準、卒業要件を規定している。学生には、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知を図ってきた。

科目ごとの成績評価方法は、シラバスに明記している。成績評価方法については、評価

方法（筆記試験、課題レポート、授業参加状況など）と評価割合を明記し周知している。

定期試験等の受験資格は、全授業時間数の 2/3 以上の出席と規定している。授業の出席管理は、教務ポータルサイトにて学生個々の出欠席データを集約し管理している。学生、アドバイザー、学務課が閲覧でき、学修支援に活かしている。

令和 3(2021)年度以前入学生は、臨地実習科目において単位数先修条件を規定し、単位修得の条件を課している。

令和 4(2022)年度以降入学生からは、単位数先修条件に加え進級要件を規定している。

看護学部では、各科目の単位認定はディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、単位認定に基づく卒業認定もディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっている。

単位認定、卒業認定については、「一宮研伸大学学則」第 5 章教育課程、第 6 章卒業及び学位等で定めている。学修ガイダンスに掲載して学生及び教職員に周知している。

授業科目の種類と単位数、履修条件及び単位認定基準は、「一宮研伸大学学則」を遵守し、各授業科目の成績は、以下のとおり基準を設けている。

1 試験等の成績の評価は、100 点を満点としその科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	60 点未満
定期試験評価	ＡＡ	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
追試験評価	Ａ		Ｂ	Ｃ	Ｄ
再試験評価	Ｃ				Ｄ
判定	合格				不合格

2 追試験の成績の評価は、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階とする。

3 再試験・再実習の成績の評価は、Ｃ・Ｄの２段階とする。

4 受験資格がない場合、又は、電話等による連絡ができず欠席した学生で、かつ試験日を含む原則 3 日以内（土・日・祝日を除く）までに理由書の提出がない場合、その科目はＥとなる。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、学生に対して既得単位の確認を指導している。各学期の単位取得状況について、学生は教務ポータルサイトにて確認をしている。また、保護者には成績表を郵送し通知している。

本学に 4 年以上在籍し、看護師課程のカリキュラムに指定された履修すべき単位の条件を満たし、所定の単位数を取得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士(看護学)の学位を授与している。

履修科目の修得レベルを示す基準として、GPA 制度を活用している。さらに「一宮研伸大学看護学部 GPA 等の運用に関する規程」に基づき、GPA 値別に教員による学修支援を実施している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の検証には、学生によるディプロマ・ポリシー到達度の自己評価ならびに教員による授業科目点検評価を実施している。

学生による自己評価は、4 年次を対象に、ディプロマ・ポリシーに関する卒業時の到達度状況を調査している。また、令和 5（2023）年度から令和 8（2026）年度にかけて、全学年を対象に、ディプロマ・ポリシーに関する達成状況の自己評価を実施することとし、

令和 5（2023）年度は、1 年次を対象に実施した。令和 6（2024）年度は、1 年次、2 年次を対象に実施した。

教員による評価は、担当授業における科目到達目標を「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシー」と照合した上で、当該学期の成績状況も踏まえ授業内容の点検評価を実施している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準を設けている。

単位認定、修了要件、修了認定については、「一宮研伸大学大学院学則」で定めており、また、単位認定に係る定期試験受験資格、成績評価基準は、「一宮研伸大学大学院看護学研究科修士課程履修規程」で定めている。

学生には、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知を図っている。

科目ごとの成績評価方法はシラバスに明記している。成績評価方法については、評価方法（筆記試験、課題レポート、授業参加状況など）と評価割合を明記し周知している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、各科目の単位認定はディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、単位認定に基づく修了認定もディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっている。

単位認定、修了認定については、「一宮研伸大学大学院学則」で定めている。学修ガイダンスに掲載して学生及び教職員に周知している。

授業科目の種類と単位数、履修条件及び単位計算基準は、「一宮研伸大学院学則」を遵守し、各授業科目の成績は、以下のとおり基準を設けている。

1　試験等の成績の評価は、100 点を満点としその科目の担当教員が次の基準により行う。

<table>
<tr><td>試験等成績</td><td>100～90 点</td><td>89～80 点</td><td>79～70 点</td><td>69～60 点</td><td>60 点未満</td></tr>
<tr><td>定期試験評価</td><td>ＡＡ</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>追試験評価</td><td colspan="2">A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>再試験評価</td><td colspan="4">C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>判定</td><td colspan="4">合格</td><td>不合格</td></tr>
</table>

2 履修登録変更期間後に履修科目の受講をやめた場合は、その科目の成績はＥとなる。

ディプロマ・ポリシーの学内外への周知については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンス時の学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により実施しており、今後も継続する。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知している。

今後は、令和 5(2023)年度入学生以降の単位認定を行うに際して、ディプロマ・ポリシーの到達状況を、学生の自己評価や教員による授業点検評価により吟味し教授会にて審議を行い厳正な適用を図っていく。

4－2. 教育課程及び教授方法
4-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
4-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
4-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
4-2-④　教養教育の実施
4-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）4－2 の自己判定

「基準項目 4－2 を満たしている。」

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4－2－① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【看護学部】

看護学部では、建学の精神及び教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、それに沿ったカリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により、学内外への周知を図ってきた。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、建学の精神及び教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、それに沿ったカリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により、学内外への周知を図ってきた。

4－2－② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【看護学部】

看護学部のカリキュラム・ポリシーは、教育理念とディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえ編成している。この関連性を可視化するためカリキュラム・マップを作成している。

ディプロマ・ポリシー「1.高い倫理観を持ち人間の生命と尊厳及び権利を尊重し行動することができる」、「2.人々からの信頼を得るための品格を養うため、誠実に、礼節をもって行動することができる」は、教育理念の「Identity(人・看護職としての倫理と品格)」に該当する。幅広い人間性を育むために、教養科目群に、人間・社会学、コミュニケーシ基礎技能を学ぶ「アカデミックスキルズ」、「情報科学」、「教養ゼミナール」を 1 年次に配置している。

ディプロマ・ポリシー「3.根拠に基づく専門的知識・技術、ならびに論理的思考力による臨床推論により、対象の健康の保持増進、疾病予防、健康回復、QOL 向上に寄与する看護を提供することができる」は、「Knowledge(専門的知識・技術、論理的思考力)」を有し、「人々の健康の保持増進と生活の質の向上に貢献」できる看護実践力を育むために、専門基礎科目群、専門科目群を配置している。専門基礎科目群には、「人体の構造と機能」、

「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と保健医療システム」を、専門科目群には、「看護の基礎」、「看護の実践」、「看護の統合と発展」の関連科目を配置している。また、臨地実習機関との緊密な連携により、演習や臨地実習を配置している。

ディプロマ・ポリシー「4.保健・医療・福祉のチームの一員として、各専門職の役割を理解し、連携・協働して、看護職の役割を考え果たすことができる」は、「根拠に基づく論理的思考力」を発展させるために、連携科目群に「教養ゼミナール」、「卒業研究(卒論ゼミナール)」などのゼミナール形式の自律型少人数学習科目や「看護研究法」などを配置している。専門科目群では、演習や臨地実習の学習方法としてシミュレーション学習を実施している。

ディプロマ・ポリシー「5.地域の特性を理解した上で、地域に貢献する活動を志向することができる」は、病院から地域在宅分野まで包括的に理解し、「地域社会に貢献できる看護実践力」を育むため、「地域看護論」、「家族の健康と看護」、「在宅看護論」、「エンド・オブ・ライフ看護論」を配置するとともに、各専門科目において関連する地域在宅分野まで包含した講義・演習・実習を配置している。

さらに、助産師課程においては、地域の周産期医療を担う助産師の育成のための科目を配置している。

以上のように、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は、十分に確保されている。

シラバスには、科目ナンバリングを明記し、学生が体系的に学修できるよう整備している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえ編成している。この関連性を可視化するためカリキュラム・マップを作成している。

4−2−③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【看護学部】

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を教養科目群、連携科目群、専門基礎科目群、専門科目群、助産師課程専門科目群に区分し、体系的に編成している。

令和 4(2022)年度のカリキュラム移行時のカリキュラム・ポリシーの変更に伴い、旧カリキュラム(令和 3(2021)年度以前入学生用)と新カリキュラム(令和 4(2022)年度入学生以降用)との読み替え科目間の運用について整備した。その後、各学期開始時に、読み替え科目を適用する対象者を把握し、適切な運用のもと履修計画の支援を行っている。

【大学院看護学研究科】

教育課程の編成方針は、すべての専門性の基礎となる共通科目を 1 年次に配置し、あわせて各専門分野・領域の専門性を向上させるための専門科目を 1 年次に配置している。それらを修得しながら、専門性をさらに探究する研究科目を 1 年次後→前期から 2 年次に配置している。専門科目は、“地域創成ケアシステム”と“地域生活創成看護”の 2 分野で

構成する。“地域創成ケアシステム”分野は、「看護マネジメント学」、「看護科学」の 2 領域からなり、“地域生活創成看護”分野は「次世代育成看護学」、急性・療養生活支援看護学」、「メンタルヘルス支援看護学」、「がん療養生活支援看護学」の 4 領域からなる。各領域に「特論Ⅰ～Ⅱ」「演習」を配置している。なお、「がん療養生活支援看護学」のがん看護 CNS コースについては、日本看護系大学協議会から高度実践看護師教育課程として認定されている。

また、職業を有する学生の柔軟な学びを支援するため、長期履修制度を設けており、令和 5(2023)年度入学生 2 人、令和 6(2024)年度入学生 2 人からの申請を許可した。

4－2－④ 教養教育の実施

【看護学部】

看護学部では、教養教育において、幅広い人間性を育成するために、教育課程「教養科目群」に、「人間・社会学関連科目」、「コミュニケーション関連科目」、「自然科学関連科目」を配置している。教養科目群の卒業要件は 27 単位で、必修科目 17 単位以外に選択科目 10 単位以上取得が必要である。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、教養教育において、共通科目「地域創成ケアシステム論」、「死生学」、「看護理論」、「看護倫理」などの科目を配置している。共通科目の卒業要件は 17 単位で、必修科目 7 単位以外に選択科目 10 単位以上取得が必要である。

4－2－⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【看護学部】

看護学部では、教授方法として、少人数グループ教育について工夫をしている。

少人数グループ教育は、主にゼミナール形式の授業科目において実施されている。1 年次「教養ゼミナール」では、アドバイザーグループ単位でゼミナールを編成し、アドバイザーが分担して授業を実施している。

「教養ゼミナール」は、少人数グループでの討論を通して、学生が関心のあるテーマを見つけ深めながら、レポート作成の過程（文献検索・収集、文献の読み方、エビデンスの質の見分け方、レポートの作成、発表や討論）を経験し、これらの学修を通して、基本的な学修スキルを身につけるとともに、大学における学修への意欲を高めることを目的としている。

「教養ゼミナール」の授業は、履修者全員が一斉に受講する全体活動と、グループ単位で実施するグループ活動で展開している。第1回目から 2 回目の全体活動は、科目責任者とともに担当教員が協力し、レポート作成、グループ討論に関する講義・演習、文献検索方法に関する講義・演習を行い、ゼミナール形式の授業において必要な基礎知識や授業参加態度を学修している。第 3 回目から 7 回目までは本学の立地する一宮市を「地元」ととらえ、一宮市の出前講座を受講し、一宮市の現状と課題を把握する。第 8 回目以降はグループ活動に移行し、担当教員別に実施している。

令和 6(2024)年度は、新カリキュラム適用の 3 年年次は、3-4 年次「卒業研究（卒論ゼミナール）」を履修する。4 年次は、3 年次に「連携ゼミナールⅡ」を履修したうえで、4 年次に「総合ゼミナー

ル」、「卒業研究」(いずれかを選択)を履修する。連携ゼミナールⅡで作成した研究計画書に基づき、研究を実施し、その結果を論文(レポート)にまとめるとともに、自己の今後の課題を明確にする。これらの一連の取り組みを通して、課題解決に向けた企画力・行動力、表現力、コミュニケーション能力、課題解決能力などの総合的な実践力を育むことを目的としている。3 年次の「卒業研究(卒論ゼミナール)」は、学生の志望する専門領域を事前に調査したうえで、講師以上の教員数で算出した人数で学生を配置している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、各授業科目において、アクティブラーニングやシミュレーション教育、地域でのフィールドワークを積極的に導入する方針である。

4－3. 学修成果の把握・評価

4-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-②　教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

(2) 4－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【看護学部】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の検証として、学生によるディプロマ・ポリシー到達度の自己評価ならびに教員による授業科目点検評価の方法を整備した。

学生による自己評価は、4 年次を対象に、ディプロマ・ポリシーの到達状況に関してアンケート形式で実施しており、1 期生から運用している。令和 6(2024)年度に 4 期生を対象とした結果では、ディプロマ・ポリシーの各項目の到達状況について、5～7 割の学生が「非常に当てはまる」と回答しており、ほぼ全ての学生が「非常に当てはまる」あるいは「大体当てはまる」と判断していることが明らかとなった。なお、昨年度 4 期生との比較では、5 期生は、本学で学んだことに対する総合的満足度について、「とても満足」29.6% (8.1%増加)、「満足」59.2% (8.6%増加) と回答する割合が高かった。これは、コロナ禍に伴う臨地での実習方法の制限が緩和されたことが影響していると考える。

教員による評価は、令和 4(2022)年度から実施している。学内教員の担当科目について、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシー」と科目到達目標との照合を踏まえ、授業設計、学生の到達状況、次年度改善点について点検評価した結果をとりまとめた。調査結果については、報告書を所定のドライブに保存し教職員間で共有している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の検証として、院生によるディプロマ・ポリシー到達度の自己評価の方法を整備した。2 年次を対象に、ディプロマ・ポリシーの到達状況に関してアンケート形式で実施し、1 期生から運用する。

院生による自己評価は、令和 6(2024)年度に 1 期生を対象とした結果では、学位授与方針(ディプローマポリシー)の５項目のうち、１（看護実践者）と４（地域実践）について「当てはまらない」の回答が１名見られたが、他は全て「当てはまる」（３と４）に回答し、総合的満足度は４名とも４段階の 4「とても満足」と 3「満足」に回答した。本大学院の最初の修了生となった４名について、学習成果は良好であったと判断される。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【看護学部】

看護学部では、教育内容・方法及び学修指導の改善のため、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの実施要領は FD･SD 委員会にて整備している。授業担当教員は、調査結果を踏まえ次年度への改善策などを検討し報告書に記載している。調査結果は、学期別に報告書冊子を作成し、学生や教職員に公開している。アンケート回答方法をオンライン形式に変更し、回答時間も確保するなど利便性を図っているが、回答率の低下が課題である。学生に授業評価アンケート実施の目的、依頼内容を丁寧に説明し周知を図っている。

授業評価アンケートの評価については、各項目の平均値について経年変化を分析している。新型コロナウイルスが蔓延しだした令和元(2019)年後期から、令和 2(2020)年前期にほぼすべての項目において評価が低下していた。大半の講義がオンラインで開催され、教員学生ともにオンラインでの講義に十分対応できていなかったからだと考えられる。令和 2(2020)年後期の評価では、新型コロナウイルスの蔓延前まで評価が戻っていた。一部講義はオンラインのままであったが、1 年生を中心に対面の講義が行われたこと、学生教職員ともにオンラインの講義に慣れてきたことなどが考えられる。令和 3(2021)年前期の評価ではさらに評価が上昇していた。ほとんどの講義が対面で実施されたことによる影響であると考えられる。令和 3(2021)年度後期にはさらに評価が上昇したが、令和 4(2022)前期では上昇はあまり見られず、令和 4(2022)年度後期では全体的に評価が低下し、令和 5(2023)年度前期において評価の回復が見られ、令和 6(2024)年度はさらに回収率が高まるとともに、評価が上昇していた。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、令和 5(2023)年度入学生における履修状況も踏まえ、次年度以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学修成果について学生や教員に説明してフィードバックする。

大学院看護学研究科では、令和 5(2023)年度入学生における履修状況や単位認定・修了認定も踏まえ、次年度以降の学修成果の点検評価方法を構築していく。

［基準 4 の自己評価］

【看護学部】

看護学部では、ディプロマ･ポリシーの学内外への周知については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンス時の学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により実施しており、今後も継続する。

ディプロマ･ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンスでの説明により周知し、教授会にて審議を行い厳正な適用を実施している。

今後は、ディプロマ･ポリシーの到達状況を、学生による自己評価や教員による授業点検評価の結果から検証し、到達度の向上を図っていく。

看護学部では、カリキュラム・ポリシーの学内外への周知については、学修ガイダンスへの掲載ならびに各学期開始時のガイダンス時の学生への説明、大学案内への掲載、大学ホームページでの公表により実施できており、今後も継続する。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性についても十分に確保されており、カリキュラム・マップで明示している。

教育課程編成において、令和 6(2024)年度では、新旧カリキュラムが開講しているため、令和 3(2021)年度以前入学生の履修計画に支障がないよう支援をしていく。

看護学部では、学生によるディプロマ・ポリシー到達度の自己評価、教員による授業科目点検評価、学生による授業評価アンケートを実施し、学修成果の点検や教授方法の改善など取り組んでいる。今後は、新カリキュラム（令和 4(2022)年度入学生以降用）の学年進行に合わせ、各科目の評価結果を教員間で共有し、授業方法の改善に反映させていく。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科では、令和 5(2023)年度以降の入学生における履修状況も踏まえ、令和 6(2024)年度の入学生の単位認定に際し、学修成果について、学生の自己評価や教員による授業点検評価による評価方法を用いて整備する。

基準 5. 教員・職員

5－1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

（1）5－1 の自己判定

「基準項目 5－1 を満たしている。」

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務と権限は、「学校法人研伸学園 組織規程」第 15 条の規定により、「学長は大学の校務をつかさどり、所属の職員その他を統督し、大学を代表する」としている。「一宮研伸大学 学則」では、入学、卒業、学位の授与及び教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、教授会の意見を聴いて、学長が決定するとされている。また、「一宮研伸大学 ガバナンス・コード」3-1 により、「学長は、①学則第 1 条に掲げる「一宮研伸大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。②学長は、理事会から委任された権限を行使します。③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。」と定めている。なお、「学校法人研伸学園 組織規程」第 16 条では、「副学長や学長補佐を置くことができる」と規定されているが、現在は置いていない。また、調査・企画部門として、学長直轄に IR(Institutional Research)室が置かれている。

学長を中心とした運営体制として、「学校法人研伸学園 大学運営会議規程」により、学長、理事長代行、研究科長、学部長、法人事務局長、大学事務長等が出席し、大学運営会議を毎月 1 回開催している。学長が議長を務め、教学を含む大学全体の運営方針を決定している。学内の主要な構成メンバーが参加することで、各部署の意見が集約され、方針決定に反映されている。また、内部質保証推進会議も学長直轄に置かれ、この会議は、学長、学部長、事務局長、教務学生部長、IR 室長などから構成され、内部質保証の推進を図っている。そして、学長及び大学運営会議がこの会議を管理し方針を定めることで、大学の内部質保証を推進する体制をとっている。令和 3(2021)年には「一宮研伸大学の重点課題 (2022 年度～2026 年度)」を定め、教職員に周知して、課題達成に取り組んでいる。このように、学長職務と権限は明確になっており、学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制が確立されている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学の教学マネジメントを効果的に推進するため、学長直轄の大学運営会議及び内部質

保証推進会議が置かれ、大学全体の方針を定めている。その下に、学部長及び研究科長が置かれ、「学校法人研伸学園 組織規程」第17条の規定により、「学部長は、その学部の専属事項を処理し、所属職員を指導する。」、第17の2の規程により、「研究科長は、その研究科の専属事項を処理し、所属職員を指導する。」と定められている。

学部長は、「一宮研伸大学看護学部 教授会規程」第4条「教授会は、看護学部長が招集し、その議長となる。」により、教授会を招集し、学部運営をしている。第 3 条により、教授会では、「学長が学生の入学及び卒業に関する事項、学位の授与に関する事項等について決定するに当たり意見を述べるものとする」こととされている。

研究科長は、「一宮研伸大学大学院看護学研究科 教授会規程」第4条「研究科教授会に議長を置き、看護学研究科長をもって充てる。」により、研究科教授会を招集し、研究科運営をしている。第 3 条により、研究科教授会では、「学長が学生の入学及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項等について決定するに当たり意見を述べるものとする」こととされている。

学部の教学に関しては、教育委員会が設置され、教務学生部長が委員長を務め、学務課長とともに、教学関連の業務を遂行している。学生生活支援に関しては、学生生活支援委員会が設置され、教務学生次長が委員長を務め、学務課担当者とともに業務を遂行している。その他、実習委員会、入試委員会、障がい学生支援委員会、ダイバーシティ委員会、研究推進委員会、研究等における人権擁護・倫理委員会、キャリアサポート委員会、FD・SD 委員会などが置かれ、教育研究及び大学の運営に関する業務を担う体制となっている。各委員会での活動内容は、教授会に報告され、全体の合意のもとで活動している。

大学院に関しては、大学院運営委員会が設置され、研究科長が委員長を務め、研究科の管理・運営・入試・教育が円滑に行われるよう業務を遂行している。

5-1-③　職員の配置と役割の明確化

法人事務局には、統括責任者の事務局長の下に総務課(総務係、会計係)を置き、また、大学事務局には、総務課、学務課、入試広報室、図書係を置いて、「学校法人研伸学園組織規程」第6章に規定された事務分掌により業務を担当しており、大学全体の教学マネジメントを支える仕組みを整えている。

毎日始業時には、各部署で朝の打合せなどによって情報共有をしているとともに、事務局定例会議を原則週1回開催し、事務局の効率的で自主的な運営に必要な意思形成を行っている。

本学の運営を円滑に進めるため、教授会の下に置かれている各種委員会には、職員も委員として参画しており、職員の意見が意思決定に反映されており、教職協働による体制を確保している。

5－2. 教員の配置

5-2-①　教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5－2の自己判定

「基準項目 5−2 を満たしている。」

（2）5−2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準の定めるところにより、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。現在の専任教員は 30 名で、その内訳は教授 9 人、准教授 4 人、講師 12 人、助教 5 人であり、基準を満たしている。その他に、助手 4（うち非常勤 2）を配置している。

【表 5-2-1】教員数一覧（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在 単位:人）

学部・学科	専任教員数					設置基準数（教授数）
	教授	准教授	講師	助教	計	
看護学部・看護学科	9	4	12	5	30	29(10)

本学教員の採用、昇任は「一宮研伸大学看護学部　教員選考規程」及び「一宮研伸大学看護学部　教員選考基準」に基づき実施している。教員採用の場合には、教授中心の 4 人からなる教員選考委員会が構成されて、原則として公募制で行われている。応募者について、個人調書、教育研究業績書、教育研究への抱負等を記載した自己推薦書などの書類審査及び面接（教授選考ではプレゼンテーション）を行い、教育上・職務上の能力について総合的に評価して採用候補者を選出する。その結果に基づき、人事教授会で最終採用候補者を選定し、学長の了解を得たのち、理事長の承認を得て採用が決定する。また昇任に際しては、教授の推薦により候補者を絞り、教員選考委員会で適否を審議し、昇任が適格とされた場合には、人事教授会で昇任の適格について決議し、学長の了承を得たのち、理事長の承認を得て決定している。

5−3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-①　FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動は、FD･SD 委員会（教員と事務職員で構成）を中心として、教員・職員の能力向上に向けた取組みをしている。FD については、「合理的配慮の必要な学生理解の研修」や「研究倫理指針の理解に関する講習会」など、教育ならびに研究の質の向上を目指した研修会などを企画・運営している。外部講師による研修会とともに、学内教員による教育実践の報告会などを行い、グループに分かれた意見交換の場を設けて、より良い教育実践に向けた経験交流を行っている。

FD･SD 委員会は、前期及び後期の 2 回、学生による授業評価アンケートを実施し、その評価・分析を行っている。個々の授業に関する結果は、授業を担当した教員に通知され、それに基づいて各教員は各自の授業について改善点を報告することになっており、授業改善に繋げている。全体の結果（「学生の意欲と授業満足度」と「授業方法に関する学生評価」）については、全教員に周知するとともに、大学ホームページ上で公表して学生も閲

覧できるようになっている。また、授業評価アンケートの分析結果の詳細は、教育委員会に報告され、教育改善の基礎資料として活かされている。

令和 4(2022)年度には、教育研究の質の向上及び活性化を図るため「一宮研伸大学教員評価規程」を制定し、令和 5(2023)年度は、教員の教育活動等の実績・成果を評価し、教員 2 名に学長表彰を実施した。

また、令和 5(2023)年度には、「一宮研伸大学 FD・SD に関する基本方針」を制定し、本学の FD・SD 活動は、本学教職員に必要とされる知識・能力・技能の習得や、授業内容・方法の改善のための研修等を行い、組織的かつ体系的に教育の質の改善・向上を図るものであるとした。

【表 5-3-1】令和 6 年度に実施した FD 研修会

開催日	会　名	講　師	主　催
2024/6/19	「多様化する今時の学生の理解と支援」	中部大学 森田美祢子先生	FD・SD 委員会
2024/6/21	合理的配慮の必要な学生理解の研修 「大学における合理的配慮について」	名古屋大学 工藤晋平先生	研究等における人権擁護・倫理委員会 障がい学生支援委員会 合同開催
2024/6/26	科研費獲得のための支援	本学 増永悦子准教授	研究推進委員会
2024/7/17	「多様化する今時の学生への対応」小講義とグループワーク	本学 基礎看護学領域教員	FD・SD 委員会
2024/7/24	研究に関する研修会 「デジタルテクノロジーの医療への利活用の可能性」	本学 櫻井武教授	研究推進委員会
2024/8/21	研究支援のための研修会 「質的研究：MGTA について」	本学 鈴江智恵教授	研究推進委員会
2024/12/11	合理的配慮の必要な学生理解の研修 「障がいのある学生への修学支援を改めて」	京都大学 村田淳先生	研究等における人権擁護・倫理委員会 障がい学生支援委員会 合同開催
2025/2/19	研究倫理指針の理解に関する講習会 「研究倫理について」	東北大学 田代志門先生	研究推進委員会 研究等における人権擁護・倫理委員会 合同開催
2025/2/26	教員研究紹介	本学 河村江里子講師	研究推進委員会

		滝沢美世志講師	
2025/3/19	科研費獲得のための支援	本学 小平由美子准教授	研究推進委員会

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の教育研究活動等を適切かつ効果的に運営していくため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その資質・能力を向上させるため、事務局長が委員となっている FD・SD 委員会において SD に関する企画・立案を行っている。

学内の研修については、教員・職員合同の研修として、外部講師を招き、令和 6(2024)年度は、「ハラスメント防止に関する研修会」、「大学における合理的配慮に関する講演会」を開催した。

外部の研修については、文部科学省、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、愛知県私立大学協会、私立大学図書館協会などが主催する研修会に積極的に参加しており、参加後は報告書や事務局定例会議等で共有している。

また、令和 4(2022)年度から、IDE 大学協会に加盟し、東海支部が主催する「大学と高校との懇談会」、「大学セミナー」にテーマに沿った担当職員が参加し、他大学の取組状況等の情報を得る機会となっている。

【表 5-3-1】令和 6 年度に参加・実施した SD 研修会

開催日	会　名	主　催
2024/4/17	ハラスメント防止研修会 （対面、欠席者は後日動画視聴）	ハラスメント等人権擁護に関する委員会
2024/5/29	令和６年度学生指導研究会東海地区愛知県支部月例懇談会５月例会 「迷信を解剖する～固定概念を疑ってみませんか？～」 （岐阜聖徳学園大学）	学生指導研究会東海地区愛知県支部
2024/6/7	愛知県私大教務研究会 2024 年度総会・春季研究会 （金城学院大学）	愛知県私大教務研究会
2024/6/19	多様化する今時の学生の理解と支援 思春期後期～青年期の大学生の理解と支援	FD・SD 委員会
2024/7/3～ 2024/7/4	令和６年度学生生活指導部課長相当者研修会 （オークラアクトシティホテル浜松）	一般社団法人私学研修福祉会
2024/7/5	第１３次掛金率説明会及び講演会 （京都ガーデンパレス）	公益財団法人私立大学退職金財団
2024/7/17	多様化する今時の本学学生への対応	FD・SD 委員会

	（講演を踏まえた小講義・グループワーク）	
2024/7/23	令和６年度学生指導研究会東海地区愛知県支部月例懇談会７月例会 「教えにくさのある学生について－感覚に関する視点から－」 （星城大学 丸の内キャンパス）	学生指導研究会東海地区愛知県支部
2024/7/25	令和６年度全国保健管理協議会 東海・北陸地方部会 第５１回保健管理担当職研究集会 （KKR ホテル名古屋）	全国大学保健管理協会東海・北陸地方部会
2024/8/23	障がい学生支援研修会 （岡山大学津島キャンパス）	大学コンソーシアム岡山
2024/8/23	愛知県私大教務研究会 2024 年度実務者研修会 「障害のある学生への合理的配慮と修学支援」 （金城学院大学）	愛知県私大教務研究会
2024/8/27	IDE 大学セミナー 「学生寮とその教育的機能」 （オンライン）	IDE 大学協会東海支部
2024/9/2	いま全大学に求められる「教育の質保証推進者」～学修成果を基軸にした内部質保証の実質化に向けて～	ビズアップ総研
2024/9/11	日本私立学校振興・共済事業団 令和６年度助成部相談会・説明会 （近畿大学東大阪キャンパス）	日本私立学校振興・共済事業団
2024/9/11	令和６年度東海・北陸・近畿地区学生指導研究会東海地区部課長研究会 （オンライン）	東海・北陸・近畿地区学生指導研究会
2024/9/13	令和６年度全国保健管理協議会 東海・北陸地方部会 保健管理担当職 東海地区研究会 （OKB 岐阜大学プラザ）	全国大学保健管理協会東海・北陸地方部会
2024/9/24	令和６年度学生指導研究会東海地区愛知県支部月例懇談会９月例会 「教職員によるサークル活動への支援ー災害支援サークルへの関わりー」 （日本赤十字豊田看護大学）	学生指導研究会東海地区愛知県支部
2024/10/10	2024 年度愛知県私大事務局長会 職員研修会 （豊田工業大学）	愛知県私大事務局長会
2024/10/10	新システム利用説明会 （名古屋ガーデンパレス）	公益財団法人私立大学退職金財団
2024/11/14～ 2024/11/15	令和６年度大学経理部課長相当者研修会 （ANA クラウンプラザホテル神戸）	日本私立大学協会
2024/11/19	令和６年度東海・北陸・近畿地区学生指導研修会	東海・北陸・近畿地区

	（オンライン）	学生指導研究会
2024/11/26	令和６年度学生指導研究会東海地区愛知県支部月例懇談会１１月例会 「本学の障がい学生支援について」 （一宮研伸大学）	学生指導研究会東海地区愛知県支部
2024/12/11	障害のある学生への修学支援を改めて考える ー合理的配慮に関する実践的な考え方	障がい学生支援委員会
2024/12/13	愛知県私大教務研究会 2024 年度秋季研究会・情報交換会 （IMY ビル imy 会議室）	愛知県私大教務研究会
2024/12/21	第５７回岐阜県大学保健管理研究会 （オンライン）	岐阜県大学保健管理研究会

（1）5－3 の自己判定

「基準項目 5－3 を満たしている。」

（2）5－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-①　FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-②　SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

5－4. 研究支援

5-4-①　研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③　研究活動への資源の配分

（1）5－4 の自己判定

「基準項目 5－4 を満たしている。」

（2）5－4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-①　研究環境の整備と適切な管理運営

講師以上の専任教員には個別の研究室が、また、助教・助手・大学院生には共同研究室が用意されており、研究に取り組む環境が整っている。また、研究活動日の確保について、講義・演習や実習などの教育業務以外の時間については許可され、学会参加や研究による学外出張などでは、事前に研究出張届を提出することで承認を得ることができる。

研究推進委員会が中心になり、教員の研究を推進するための活動を行っている。研究デザインや統計などの研修会の開催や、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）申

請のための体験者による講習会や申請への相談・援助の活動、教員の研究内容の発表会による経験交流など、教員の研究活動の促進を図っている。

図書館では、インターネットによるデータベース文献検索として、無料の CiNii Articles、PubMed に加えて、医中誌 Web、最新看護検索 Web、メディカルオンライン、Nursing & Allied Health Premium など有料の検索サイトも提供して、看護研究の推進を図っている。また、学内の研究活動の発展を目指して、論集編集委員会を発足、令和 5(2023)年 3 月に一宮研伸大学紀要第 2 巻を発行し、教員の研究成果の発表の場としており、今後年 1 回刊行していく。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、「一宮研伸大学研究公正委員会規程」、「一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会規程」、「一宮研伸大学研究活動及び公的研究費の管理・監査に関する規程」、「一宮研伸大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、不正行為の禁止を明記するとともに、高い倫理性のもとに研究活動を行うことを規定している。

「一宮研伸大学研究公正委員会規程」では、研究不正が行われた場合の調査などの対応等について定めている。「一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会規程」では、研究の遂行にあたって事前に研究計画書を外部委員も加わった委員会に提出し、承認を受ける必要があると定めている。また、科研費など公的資金については、「一宮研伸大学研究活動及び公的研究費の管理・監査に関する規程」、「一宮研伸大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」により、公的研究費を適正に管理するための基本指針を定め、内部監査などを行うことで、不正利用の予防に向け厳正に管理している。同規程により、全教員から不正を行わない旨の誓約書の提出を義務付けている。さらに、研究活動の不正に関しては、不正事例の特徴や不正を行った場合の処罰内容などを解説する研修会を年 1 回全教職員対象に行っている。加えて、研究倫理教育として、日本学術振興会の研究倫理教育 e ラーニングプログラム(eL CoRE)を受講し、受講修了証を提出することを義務付けている。科研費を申請する場合には、この受講修了書の提出を条件としている。また、研究不正に関する研修会、外部講師による研究倫理研修会などの開催や、研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画の審査など、厳正な運用が図られている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

教員への研究活動の支援として、教授・准教授・講師・助教に 20 万円、助手に 5 万円を配分して、研究資金の援助をしている。また、研究室以外にもパソコンをマルチメディア室及び図書館に配置し、自由に使用できる環境を整備している。同時に、Wi-Fi 環境を整備し、学内の研究室などで無線 LAN の使用が可能になっている。また、研究データの統計解析に利用できるように、統計解析ソフト SPSS を 3 セット（教員全員が時間や場所を問わず使用できる同時使用ライセンス）購入し、研究の促進に活用している。

外部資金の募集情報については、全教員にメールで周知している。また、科研費については、申請の説明会や科研費取得者の経験発表会などを行うとともに、科研費申請書の書き方の相談や支援を行っている。

なお、令和6(2024)年度 科研費公募に対する採択状況は、代表者8件(基盤研究(C)6件、若手研究 1 件、研究活動スタート支援 1 件)、分担者 22 件(基盤研究(B)2 件、基盤研究(C)20件)である。

[基準5の自己評価]

教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもと、大学運営会議及び内部質保証推進会議を中心として運営され、有効に機能している。その下に、教授会、教育委員会、学生生活支援委員会など各種委員会が配置され、それぞれの役割を果たしている。これらの会議には教員とともに担当職員が参加しており、教職協働で運営されている。

専任教員は、大学設置基準を上回る教員数の配置をしている。教員の採用・昇任については、教員選考委員会で選考し、人事教授会で選定するなど、選考基準に基づいて適切に運用している。教職員に対しては、FD･SD 研修会を開催し、教職員の能力向上への取り組みをしている。

研究環境については、教員の個人研究費の支給や研究日の確保、外部資金(科研費など)の獲得など、教員の研究活動の活性化に努力している。令和 4(2022)年度には研究推進委員会を新たに設置し、教員に対する研究活動支援のための活動を開始している。研究倫理についても、研究倫理教育 e ラーニングプログラム、研究不正に関する研修会、外部講師による研究倫理研修会などの開催や、研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画の審査など、適正に実施されている。

以上により、基準5の要件を満たしていると判断できる。

基準 6. 経営・財務と管理

6－1. 経営の規律と誠実性

6-1-①　経営の規律と誠実性の維持

6-1-②　環境保全、人権、安全への配慮

（1）6－1 の自己判定

「基準項目 6－1 を満たしている。」

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①　経営の規律と誠実性の維持

本学園は、「学校法人研伸学園寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、専門性を持ち、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。」と定め、「一宮研伸大学学則」第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。」、また、「一宮研伸大学大学院学則」第 1 条において、「本学大学院は、建学の精神に基づき、深い学識と卓越した能力や人間力を培い、看護における高度な専門職として地域の看護界の発展に寄与することを目的とする。」と明示している。

本学の経営は、「学校法人研伸学園寄附行為」、「学校法人研伸学園理事会運営規則」、「学校法人研伸学園組織規程」、「学校法人研伸学園経理規程」等に基づき、適正に運営されている。

情報公開について、私立学校法第 27 条、第 106 条及び第 107 条の規定に基づき、寄附行為、財産目録等については、事務局に備えており閲覧に供している。また、私立学校法第 137 条の規定に基づき、寄附行為、財産目録等及び教育研究活動等の状況については、本学ホームページで遅滞なく公表しており、法人運営、教育研究活動の公共性・適正性を確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たしている。

また、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「学校法人研伸学園一宮研伸大学ガバナンス・コード」を策定している。

6-1-②　環境保全、人権、安全への配慮

1)環境保全への配慮

過日の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染防止対策を経て、新興感染症またはそれに類する事態が発生した場合でも、学内の全教職員が協力して切れ目なく感染症対策を継続することにより、大学機能を可能な限り維持貢献するため、「新興感染症等における事業継続計画(BCP)－特に新型コロナウイルス感染症を中心に－」を策定している。

本学園は、看護職を目指す者は生涯に渡り非喫煙者であることが望ましいと考え、平成 20(2008)年度に我が国の大学・短期大学で初めて、受験資格に「非喫煙者であること」を掲げた。

2)人権への配慮

本学が、今後より一層、「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する。」という大学の理念を実現するために、人間の多様性を尊重し、多様な人々が能力を発揮しながら、地域に貢献することができる大学でありたいとの考えから、「一宮研伸大学ダイバーシティ宣言」を策定している。

また、構成員及び関係者の教育、研究、就業及び修学に関する権利その他の人権を擁護することを目的として、ハラスメント、二次加害行為等の防止、被害の救済その他問題への対応に関し、「学校法人研伸学園ハラスメント等人権擁護に関する規程」を策定しており、学内のハラスメントに起因する問題を調査・審議するため、ハラスメント等人権擁護に関する委員会を設置しているとともに、学部1年生対象のハラスメント防止に関する講義、教職員対象のハラスメント防止に関する研修会を定期的に開催し啓蒙に努めている。

障がい学生支援に関しては、障がいのある学生が、その障がいによって修学上の不利益を被ることのないよう努めるべく、「一宮研伸大学における障がい学生支援に関する基本方針」、「一宮研伸大学障がい学生支援に関する規程」を制定し、障がいを有する学生への合理的な配慮の提供や、入学試験時の配慮申請への対応を行っている。

3)安全への配慮

様々な事象に伴う危機事象に迅速かつ的確に対処するため、本学園における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学園の学生、教職員等の安全確保を図るとともに、本学園の社会的な責任を果たすことを目的とした「一宮研伸大学危機管理規程」を策定している。

災害時の対応と体制に関する本学の基本的な行動指針として、「一宮研伸大学防災・災害対策マニュアル」を作成するとともに、各自が日頃から災害に備え、災害発生直後から適切に行動できるよう、毎年1回防災訓練を開催している。また、大地震などの災害によって被害を受け、事業活動の継続が困難な状況に陥った時の対応について、その基本方針と初動対応から事業復旧までの手順を示した「一宮研伸大学 BCP(大規模地震編)」を策定している。

1 号館 1 階ロビーには、自動体外式除細動器(AED)を設置し、不測の事態に対応できる体制を取っている。

6－2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6－2 の自己判定

「基準項目 6－2 を満たしている。」

(2) 6－2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、「学校法人研伸学園寄附行為」第 13 条において、「理事会は、学校

法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、法人業務の管理運営に関する最高意思決定機関として、法的な責任を有していることを認識し、適切に運営されている。

理事会を構成する役員については、「学校法人研伸学園寄附行為」第 5 条において理事の定数が 6 名、監事の定数が 2 名と定められており、第 7 条において、第 1 号理事として「学長のうちから評議員会において選任した者 1 名」、第 2 号理事として「評議員において選任した者 5 人」となっている。理事の任期は 3 年、監事の任期は 6 年となっている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学園及び本学の使命・目的を達成するため、「一宮研伸大学の重点課題(2022 年度～2026 年度)」を策定し、目的の実現に向け活動をしている。

大学全体として内部質保証の推進に取り組むため、大学運営会議の下に内部質保証推進会議を設置し、本学が掲げる理念、目標及び各種方針を実現するため、自らの活動について継続的に点検及び評価を行い、改善及び向上に努めている。

本学園と本学の連携の下、学内及び学外の情報を収集・分析し、本学の効率的・効果的な計画立案、戦略策定、評価及び意思決定を支援するための組織として、IR 室を設置し活動している。

6－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

（1）6－3 の自己判定

「基準項目 6－3 を満たしている。」

（2）6－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会及び理事会の諮問機関である評議員会は、令和 6(2024)年度においては、理事会を 3 回、評議員会を 5 回開催し、「学校法人研伸学園寄附行為」に規定する議案の決議を行っている。

評議員については、「学校法人研伸学園寄附行為」第 31 条の規定に従い、評議員会において適切に選任しており、10 名で評議員会を構成している。

理事会を構成する理事には、学長が選任されており、本学に関する重要事項について意思決定を行っている。また、評議員会には、学部長が第 1 号評議員として選任されており、本学園が理事会において意思決定を行う際、評議員会への諮問事項等があった場合には、評議員としての識見に加え、本学の状況を報告し意見を述べている。

また、本学の管理・運営を円滑に行うため、理事長、学長、学部長、研究科長、事務局長等で構成される大学運営会議が設置されており、審議・決定された事項については教授会で報告され、意見聴取している。また、教授会で審議・決定された事項及び報告事項については、教授会構成員以外の教職員にも配信し、情報共有を図っている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

本学園の管理運営に係る基本方針は、理事長、理事会において決定される。本学の教学については、大学において決定・実施されるが、大学の教学の責任者である学長は、本学園の理事でもあり、制度的にも実質的にも法人及び大学の密接な関係の保持と相互チェックがなされる仕組みとなっている。

資産及び資金の管理運用については、「学校法人研伸学園経理規程」及び「学校法人研伸学園資産運用規程」に基づいて適切に行っている。

監事については、「学校法人研伸学園寄附行為」第22条の規定に従い、評議員会の決議によって選任しており、また、職務についても同第 28 条に規定されており、これに基づいて適切に職務を遂行している。2 名の監事は、本学園の最高意思決定機関である理事会及び評議員会に出席しており、法人の財産状況や理事の業務執行状況について監査し、意見が述べられており、また、監事と監査法人との間で意見交換の機会を持ち、円滑な監査業務の遂行に努めている。

6－4. 財務基盤と収支
6-4-① 財務基盤の確立
6-4-② 収支バランスの確保
6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

（1）6－4 の自己判定

「基準項目 6－4 を満たしている。」

（2）6－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立
6-4-② 収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立には、学生数のみならず補助金や寄付金等の外部資金を安定的に確保する一方で、中長期的視点での支出計画を施策する等により、学園の永続と発展に寄与するための将来的な整備計画等に備えることが重要である。

本学園は、平成 16(2004)年度に愛知きわみ看護短期大学(平成 29(2017)年度募集停止、令和元(2019)年度末閉学)を開設して以降、将来的な四年制大学への改組転換を見据えた計画に則り、一定の内部留保と財務基盤を確立したうえで平成 29(2017)年度に一宮研伸大学(以下「大学」という。)を開学するに至った。

大学の開学からこれまでの入学者数の推移は、開学以来の入学定員を割れることはなく、安定した学生確保を実現できており、また、収容定員充足率は 100%超過となっており、これに伴い経常収入の大部分を占める学生生徒納付金収入が収容定員ベースで収入超過となっている。【表 5-4-1】

経常費補助金収入は、開学から学年進行とともに増加し、完成年度の令和 2(2020)年度以降は一般補助を中心に収入は安定している。なお、開学以来、総合改革支援事業の採択はない。

【表 5-4-1】大学開学からの学生数と経常費補助金の推移

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学者数(人)		97	98	87	83	96	96	86	80
収容現員(人)	短大	167	86	－	－	－	－	－	－
	大学	97	191	271	349	360	353	352	364
		264	277	271	349	360	353	352	364
収容定員充足率		110.0%	115.4%	112.9%	105.1%	108.4%	106.3%	106.0%	106.0%
経常費補助金(千円)		19,108	39,343	49,983	55,848	46,568	55,175	63,569	－

※入学定員 80 人、3 年次編入学定員 6 人、収容定員 332 人

また、寄付金収入は、特定公益増進法人寄付金と受配者指定寄付金の制度を設けており、

大学ホームページにおいて広く公開し寄付金募集活動を行っている。

大学開学の平成 29(2017)年度は、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率ともに一時的に悪化しているが、主な要因は、学年進行中により学生収容定員未充足であることと補助金が学年進行分のみ対象となっていることにより収入が欠損していることである。完成年度の令和 2(2020)年度以降は、同比率が適正な範囲に収束し、また、事業活動収支比率がプラスに転じていることからも安定した収支バランスを維持出来ていると言える。【表 5-4-2】

資産運用余裕比率に注視すると、大学設立前の平成 27(2015)年度には 2.39 年であったところ、大学設立時の校舎等増設などが影響し、平成 29(2017)年度には 0.61 年まで減少した。また、積立率についても、平成 27(2015)年度には 185.3%であったところ、同影響により、平成 29(2017)年度には 58.7%に減少した。しかしながら、完成年度の令和 2(2020)年度以後に単年度収支バランスを保てる状態になり同比率は上昇に向かっている。

積立率に若干不安はあるものの上昇傾向にあることと完成年度以後の収支均衡の結果として、令和 6(2024)年度決算での日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では、A3 で正常状態であるため、大学の財務基盤は概ね安定していると言える。

【表 5-4-2】事業活動収支関係比率と貸借対照表関係比率

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費比率	85.9%	80.0%	75.9%	60.4%	55.2%	59.2%	60.0%	61.5%
教育研究経費比率	36.8%	30.7%	28.9%	24.4%	25.5%	26.7%	26.1%	26.0%
管理経費比率	16.6%	11.4%	13.0%	9.8%	10.4%	10.0%	9.4%	12.8%
事業活動収支差額比率	△39.2%	△21.8%	△17.6%	5.6%	9.0%	4.1%	10.7%	10.3%
運用資産余裕比率	0.6 年	0.5 年	0.5 年	0.6 年	0.8 年	0.9 年	0.9 年	0.9 年
積立率	58.7%	46.1%	38.0%	46.4%	56.0%	60.1%	61.0%	60.7%

教員の研究費確保の観点から、科研費の獲得は重要である。開学当初には申請者数及び新規採択課題件数は少なかったものの、年度毎に増加しており、その結果として令和 6(2024)年度には新規採択課題として直接経費 1,500 千円(期間全体)を獲得しており、外部研究費の獲得件数が一層増加するよう今後も推奨啓発していく。

6-4-③　中期的な計画に基づく適切な財務運営

平成 29(2017)年度開設の大学は、寄附行為変更認可申請時に計画した平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度までの財務計画を履行するため、その中期計画に基づいた年度予算執行管理と業務執行を行ってきた。令和 3(2021)年度からは、令和 5(2023)年度の大学院開設のための寄附行為変更認可申請時の財務計画を逸脱しないよう予算執行管理を行っている。年度予算編成については、原則として上記設置計画に沿った形でかつ収支の均衡を図りつつ各部門への予算配分を行っている。

6－5. 会計

6-5-①　会計処理の適正な実施

6-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6－5 の自己判定

「基準項目 6－5 を満たしている。」

（2）6－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①　会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人研伸学園経理規程」、「学校法人研伸学園経理規程細則」、「学校法人研伸学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人研伸学園資産運用規程」に則り適正に処理されている。

日常の会計処理において判断に迷う場合は、契約している監査法人の指導助言や、日本私立学校振興・共済事業団などに相談の上で適切に処理している。

緊急応急的措置などのやむを得ない事由により予算の追加や変更を必要とする場合は、補正予算として編成し、評議員会の意見を聴いた後、理事会において承認している。

6-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、監査法人の公認会計士 3 人により監査計画に基づき、理事会議事録や総勘定元帳を基に、取引内容や証憑書類の確認、備品や図書等の実査が行われる。令和 6(2024)年度には期中監査(10 月に 2 日間、2 月に 2 日間、3 月に 1 日間の計 5 日間)と決算監査(令和７年４月２３日から合計７日間)が行われた。

監査法人による意見交換と報告等の場として、期中には監査ディスカッションを年 1 回実施し、年度監査終了後は監査結果説明を実施しており、いずれも監事及び理事長に対し行われ、法人事務局長等も同席し意見交換や報告等が行われている。

監事監査は監事 2 人により行われ、「学校法人研伸学園寄附行為」第 7 条第 3 項に掲げる職務を遂行し、具体的には理事の業務執行や財産の状況、事業計画の進捗、入学生と在学生の在籍状況、その他の運営教学事項等について監査を行っており、その結果を監事による監査報告として理事会に報告されている。

［基準 6 の自己評価］

本学園は、学校教育法、私立学校法及び大学設置基準をはじめとする学園と大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、学校法人の基本規則である寄附行為、組織規程、大学学則、経理規程、ガバナンス・コード等に基づき適切な運営を行っており、また、本学園の目的達成のため、中長期計画の策定や内部質保証の推進を図っている。

法人の最高意思決定機関である理事会とその諮問機関である評議員会は、寄附行為その他諸規程に基づき適切に運営されている。また、理事会及び評議員会には学長が選任されており、管理運営組織の法人と教学組織の大学との情報共有と意思疎通とともに、相互チェックと円滑な意思決定がなされている。必要に応じ、学生及び教職員の人権、安全等に対応する規程の制定、啓発活動、学内施設の整備等を行うことなど、学生の学修環境と教職員の労働環境にも配慮している。

理事会において意思決定された大学及び大学院の設置計画を含む中長期計画に基づき、年次予算編成とその管理を適切に行っている。また、大学開設以来、収容定員が充足していることから安定した収入を確保できていること、予算編成によりその収支の均衡を保つことにより、安定した財務基盤を確保できている。会計処理は諸規程に基づき適切に実行され、監査との相互連携による三様監査の体制が有効に機能している。
以上により、基準 5 の要件を満たしていると判断できる。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会貢献

A－1. 地域社会への貢献に関する目標

A-1-①　大学と地域とで連携・協働した教育支援体制の整備

（1）A－1 の自己判定

「基準項目Ａ－１を満たしている。」

(2) A－1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-①　大学と地域とで連携・協働した教育支援体制の整備

本学では、地域社会が求める質の高い看護を恒常的に地域住民に提供していくための諸活動を行うことを目的として、令和 3(2021)年 6 月 1 日に「看護地域創成研修センター」(以下「センター」という。)を設置した。現在の人口減少と少子超高齢化を背景とし、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる療養の場として、地域包括ケアシステムの構築が押しすすめられており、保健医療福祉分野の複雑で多様な課題は、地域が主体的・自律的に取り組むことが期待されており、また、看護職が極めて重要な役割を担うことが社会から期待されている。センターは、地域連携部門、研究支援部門、継続教育部門、看護基礎教育部門の 4 部門で構成しており、それぞれの部門で新しい看護の教育や研究、地元住人を含めた地域連携活動を、また、リカレント教育として、そして地域創成に貢献し牽引できる看護職の育成としても活動している。センターは、地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことを目指し、そして地元の大きな資源となりうる地域創成に向けた看護学の教育・研究・地域連携に取り組むセンターとして、広く活用され発展していくよう努力している。

学長がセンター長となり、本学の教員 1 人及び地域の医療又は福祉施設の看護職 2 人が副センター長としてセンター長を補佐する体制を取っている。また、センターの運営及び活動が適正に遂行されているかを評価する評価委員会を設置しており、センター長、副センター長の他、一宮市職員、医療機関職員、地域住民代表者を委員に委嘱し、センターの管理運営及び活動の評価に関し審議している。

令和 5(2023)年度から、センター長、副センター長が講師となり、医療・介護施設の看護管理者を対象にした「看護管理セミナー」を年４回開催した。セミナーは、ミニ講義及びグループワークの構成で、尾張西部・北部医療圏を中心に主任以上の管理者が参加し、日頃の悩みを他施設の同じ立場の者と共有できると高評価をいただいている。

地域の医療・介護職にキャリア発達に関する教育支援も行っており、令和 5(2023)年には、高齢者の「むせ」について、摂食・嚥下障害看護認定看護師による講演会を開催するとともに、地域住民を対象にした健康や安全に関する教育や支援活動として、認知症看護認定看護師による講演会を開催した。

本学は、一宮市が実施している「一宮市 SDGs パートナー制度」において、令和 4(2022)

年1月25日付けでパートナーとして登録された。本学のSDGs活動については、センターで行っている取組みとして、一宮障害者自立支援協議会、訪問看護ステーション、NPO、地域住民組織等に対し、地元の障害者支援、在宅ケア児への支援、こども食堂・食品ロスへの活動、地域の健康活動であるウォーキング大会への参加等のボランティア活動を通じて、SDGs のゴールである「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」、「パートナーシップで目標を達成しよう」に取り組んでいる。

令和 4(2022)年度に学生ボランティアの登録システムを構築した。本システムは、センターが窓口となり、各種団体・組織、教員からのボランティアの依頼を受け、活動として問題がない場合に学生に案内し、参加者を募る方法であり、センター事務局が関係する教員と連携を取り、ボランティアの参加を実現するシステムである。本システムを利用し、訪問看護ステーション主催の「地域の保健室」、地元住民組織主催の健康イベント、一宮市社会福祉協議会主催の健康・福祉イベント等に参加した（19件、延べ参加者180人)。これらの諸活動を通して、大学に求められる地域住民の健康、安全に対する教育支援の役割を果たしている。

(3) A－1の改善・向上方策(将来計画)

本学の地域貢献は、地元の医療機関等に人材を輩出するのみでなく、地域住民の健康と健康な生活づくりに参画することである。令和3(2021)年6月に設置したセンターの活動は緒に就いたところであり、健康教育や在宅看護の講習会など地域住民が大学を利用して学ぶ機会の積極的な提供や、地域の医療機関等との連携による看護職の継続教育など、関係機関や地域住民との連携を強化し、更なる地域貢献活動を進めていく。

令和 4(2022)年度に構築した学生ボランティアの登録システムについて、引き続き登録の促進を図るとともに、登録しているが未活動の学生がいることから、全学年に向けてボランティア講座を開催し関心を高めていく。

令和 6(2024)年度には、センターにおいて、臨地実習指導者講習会を開催すべく、厚生労働省に申請することを予定している。

［基準Aの自己評価］

本学園の建学の精神である「地域に密着し、教養・技術の向上はもとより、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していくことにある。」の実現のため、連携・協力体制を明確にし、様々な取組を実施しており、地域社会への貢献に向け大学一体となって取り組んでいる。

以上により、基準Aの要件を満たしていると判断できる。

Ⅴ．特記事項

1. 社会医療法人大雄会と大学との連携

本学は、大学の理念として、「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する。」を掲げて人材の育成を行っている。

具体的には、次の①～③のような看護職の育成を目指している。

①多様な価値観や生活を持つ人々を理解し寄り添うことができる豊かな感性と論理的思考を身につけている。

②①を基盤とした専門職としての探求心、創造性、専門的な知識・技術を身につけている。

③看護倫理と科学的根拠に基づいた看護実践を提供できる。

臨地実習は、これらの知識・技能を体系的に身につけた看護職育成の一環として、非常に重要な役割を担っている。

本学は、昭和 46(1971)年に設立された大雄会一宮高等看護学院を創基とし、看護教育において 50 年余の歴史を有していることから、社会医療法人大雄会と強い連携を持っており、総合大雄会病院は、本学の実習施設の一つとして、総合的な実践力を養う重要な場となっている。特に令和元（2019）年末からの新型コロナウイルス感染症流行下においては、感染拡大の波を繰り返すなか、臨床現場での学生の実習受入れに関し、できるだけリスクが最小となる時期を設定して実習を行うことができた。

令和 3(2021)年 9 月からは、病院・大学連絡協議会を 3 か月に 1 回開催し、実習環境や看護師採用等に関わる事項について意見交換を行っている。本協議会には、病院側から、理事長、統括院長、看護部長、法人本部長等が、大学側から、学長、理事長代行、学部長、教務学生部長、教務学生次長、法人事務局長等が出席している。

また、病院の看護部管理研修として、本学の学長等が講師となり、看護管理者の役割等に関する研修を行っているとともに、病院において豊富な臨床経験を有し、かつ優れた臨床能力や教育能力を有する者に臨床教授の称号を付与し、本学の学生に対する臨床実習指導等の臨床教育に必要な職務を担っているなど、相互に連携協力体制を維持している。

さらに、令和 5（2023）年度には、「看護連携型ユニフィケーション事業基本協定書」を締結し、看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護共同研究を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることとした。

Ⅵ．法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条において本学の目的を規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において本学の学部組織構成を規定している。	1-1
第 87 条	○	学則第 4 条において本学の修業年限を規定している。	4-1
第 88 条	—	修業年限の通算は規定していない。	4-1
第 89 条	—	早期卒業の制度は規定していない。	4-1
第 90 条	○	学則第 10 条において入学資格を規定し、学生募集を行っている。	3-1
第 92 条	○	学則第 45 条において職員組織を規定している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 46 条及び教授会規程において教授会を規定している。	5-1
第 104 条	○	学則第 29 条及び学位規程において学位授与を規定している。	4-1
第 105 条	—	履修証明制度は制定していない。	4-1
第 108 条	—	短期大学は併設していない。	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条において自己点検・評価を規定している。	2-2
第 113 条	○	情報公開に関する規程において教育研究活動等の公開を規定しており、ホームページで公表している。	4-2
第 114 条	○	学則第 45 条において事務職員及び技術職員を規定している。	5-1 5-3
第 122 条	—	3 年次編入学選抜の廃止により、編入学は対応していない。	3-1
第 132 条	—	3 年次編入学選抜の廃止により、編入学は対応していない。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則において第 4 条第 1 号から第 8 号について規定している。 寄宿舎は置いていないため規定していない。	4-1 4-2
第 24 条	—	本条の規定には該当しないが、学籍、成績等適正に管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 50 条及び学生の懲戒等に関する規程において懲戒を規定している。	5-1
第 28 条	○	本条所定の表簿を各担当部署で備えるとともに、文書取扱規程において保存期間を規定している。	4-2
第 143 条	—	代議員会は置いていない。	5-1
第 146 条	—	科目等履修生の修業年限の通算については規定していない。	4-1
第 147 条	—	早期卒業制度は設けていない。	4-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部は設置していない。	4-1
第 149 条	—	早期卒業制度は設けていない。	4-1
第 150 条	○	学則第 10 条において入学資格を規定している。	3-1
第 151 条	—	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	3-1

第 152 条	―	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	3-1
第 153 条	―	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	3-1
第 154 条	―	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	3-1
第 161 条	―	3 年次編入学選抜の廃止により、編入学は対応していない。	3-1
第 162 条	―	外国大学からの転学制度は設けていない。	3-1
第 163 条	○	学則第 5 条において学年の始期及び終期を規定している。	4-2
第 163 条の 2	―	学修証明書を交付する制度は設けていない。	4-1
第 164 条	―	履修証明プログラムの制度は設けていない。	4-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で公表している。	1-2 3-1 4-1 4-2 2-3
第 166 条	○	内部質保証推進規程において規定している。	2-2
第 172 条の 2	○	情報公開に関する規程において教育研究活動等の公開を規定しており、ホームページで公表している。	1-2 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 29 条において学士の学位授与について規定している。	4-1
第 178 条	―	高等専門学校を卒業した者の編入学は規定していない。	3-1
第 186 条	―	3 年次編入学選抜の廃止により、編入学は対応していない。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守するとともに水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条において教育研究上の目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 12 条及び入学者選抜規程において規定している。	3-1
第 3 条	○	大学設置基準に則り、適切な数の教員及び職員を配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条において学科を規定しており、教育研究に必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	―	別課程を設けていない。	1-2
第 6 条	―	学部以外の基本組織は設けていない。	1-2 4-2 5-2
第 7 条	○	適切な各分野の教員及び事務職員等を配置し、組織間の有機的な連携が図れるように教育研究実施組織を編成している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目については、学部の運営に責任を担う教員が担当し、実習については、補助として助手を活用している。	4-2 5-2
第 9 条	―	授業を担当しない教員は置いていない。	4-2 5-2
第 10 条	○	大学設置基準に則り、必要専任教員数以上の基幹教員を配置している。	4-2 5-2
第 11 条	○	FD・SD 委員会を設置し、授業内容及び研修の改善を図るための組織的な研修及び研修を実施している。	4-2 4-3

			5-2 5-3
第 12 条	○	学長選考規程を制定し、適切に選任し任命している。	5-1
第 13 条	○	教員選考基準第 2 条に教授の資格を規定している。	4-2 5-2
第 14 条	○	教員選考基準第 3 条に准教授の資格を規定している。	4-2 5-2
第 15 条	○	教員選考基準第 4 条に講師の資格を規定している。	4-2 5-2
第 16 条	○	教員選考基準第 5 条に助教の資格を規定している。	4-2 5-2
第 17 条	○	看護学実習等に係る助手の採用に関する内規を制定している。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 3 条において収容定員を規定している。	3-1
第 19 条	○	学則第 20 条及び別表において教育課程について規定しており、教育目標の達成に必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。	4-2
第 19 条の 2	―	連携開設科目は開設していない。	4-2
第 20 条	○	学則第 20 条及び別表において各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成している。	4-2
第 21 条	○	学則第 20 条及び別表において各授業科目の単位数を規定している。	4-1
第 22 条	○	学則第 7 条において 1 年間の授業期間を規定している。	4-2
第 23 条	○	1 コマ 100 分で 14 週の期間を単位として実施している。	4-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果が十分にあがるよう適当な人数としている。	3-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により実施している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	シラバスを作成し、授業の方法及び内容、1 年間の授業計画、成績評価の基準を明示している。	4-1
第 26 条	―	昼夜開講制は導入していない。	4-2
第 27 条	○	学則 22 条において単位の授与を規定している。	4-1
第 27 条の 2	○	履修規程細則において履修できる単位数を規定している。	4-2
第 27 条の 3	―	連携開設科目は開設していない。	4-1
第 28 条	―	他大学又は短期大学等で修得した単位の認定制度は設けていない。	4-1
第 29 条	―	短期大学又は高等専門学校の専攻科での学修に対する単位認定制度は設けていない。	4-1
第 30 条	○	学則第 31 条において入学前の既修得単位を 30 単位を超えない範囲内で認定できる旨規定している。	4-1
第 30 条の 2	―	長期履修制度は定めていない。	4-2
第 31 条	○	学則第 39 条において科目等履修生について規定している。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 27 条及び別表において卒業の要件を規定している。	4-1
第 33 条	―	授業時間制は設けていない。	4-1
第 34 条	○	要件を満たす校地、校舎を有している。	3-5
第 35 条	○	要件を満たす運動場を有している。	3-5
第 36 条	○	教室等専用の施設を備えた校舎を有している。	3-5
第 37 条	○	校地の面積は要件を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は要件を満たしている。	3-5
第 38 条	○	図書館には図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備え、また、適切な職員、施設を備え、適切に運営している。	3-5
第 39 条	―	本条に規定する学部、学科は設置していない。	3-5

第 39 条の 2	―	本条に規定する学部、学科は設置していない。	3-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	―	校地は 2 つ以上ない。	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	―	学部等連携課程実施基本組織は設置していない。	4-2
第 42 条	―	専門職学科は設置していない。	2-2
第 42 条の 2	―	専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 3	―	専門職学科は設置していない。	5-2
第 42 条の 4	―	専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 5	―	専門職学科は設置していない。	5-1
第 42 条の 6	―	専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 7	―	専門職学科は設置していない。	3-5
第 42 条の 8	―	専門職学科は設置していない。	4-1
第 42 条の 9	―	専門職学科は設置していない。	4-1
第 42 条の 10	―	専門職学科は設置していない。	5-5
第 43 条	―	共同教育課程は設置していない。	4-2
第 44 条	―	共同教育課程は設置していない。	4-1
第 45 条	―	共同教育課程は設置していない。	4-1
第 46 条	―	共同教育課程は設置していない。	4-2 5-2
第 47 条	―	共同教育課程は設置していない。	3-5
第 48 条	―	共同教育課程は設置していない。	3-5
第 49 条	―	共同教育課程は設置していない。	3-5
第 49 条の 2	―	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第 49 条の 3	―	工学に関する学部は設置していない。	5-2
第 49 条の 4	―	工学に関する学部は設置していない。	5-2
第 58 条	―	外国に組織を設けていない。	2-2
第 59 条	―	大学院大学ではない。	3-5
第 61 条	―	段階的整備は行っていない。	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 29 条において卒業を認定された者に対して学位を授与する旨規程している。	4-1
第 10 条	○	学位規則第 2 条において適切な専攻分野を規定している。	4-1
第 10 条の 2	―	共同教育課程を設置していない。	4-1
第 13 条	○	学則第 29 条及び学位規程において必要な事項を定め、文部科学省に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 3 条において学校法人の責務を明記し、遵守してい	6-1

		る。	
第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条において学校法人の関係者に対する特別の利益供与の禁止を明記し、遵守している。	6-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 33 条において寄附行為の備付け及び閲覧を規定している。	6-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条において役員を規定している。	6-2 6-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条、第 7 条、第 8 条において学校法人と役員との関係を明記し、遵守している。	6-2 6-3
第 36 条	○	寄附行為第 11 条において理事会を規定している。	6-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条において理事長の職務、第 14 条において理事の代表権の制限、第 15 条において理事長職務の代理等、第 7 条において監事の職務を規定している。	6-2 6-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条において理事の選任、第 7 条において監事の選任を規定している。	6-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条において兼職の禁止を規定している。	6-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条において役員の補充を規定している。	6-2
第 41 条	○	寄附行為第 17 条において評議員会を規定している。	6-3
第 42 条	○	寄附行為第 19 条において評議員会への諮問事項を規定している。	6-3
第 43 条	○	寄附行為第 20 条において評議員会の意見具申等について規定している。	6-3
第 44 条	○	寄附行為第 21 条において評議員の選任について規定している。	6-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	6-2 6-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	6-2 6-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	6-2 6-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 7 条第 5 項において所定の事項を規定している。	6-2 6-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条において寄附行為の変更について規定している。	6-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 30 条において予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定している。	1-2 6-4 2-3
第 46 条	○	寄附行為第 32 条において決算及び実績の報告について規定している。	6-3
第 47 条	○	寄附行為第 33 条において寄附行為の備付け及び閲覧を規定している。	6-1
第 48 条	○	寄附行為第 35 条、役員及び評議員の報酬等規程において規定している。	5-2 6-3
第 49 条	○	寄附行為第 37 条において会計年度を規定している。	6-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 34 条において情報の公開について規定している。	6-1

学校教育法(大学院関係)

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条において目的について規定している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条において研究科を置くことを規定している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 16 条において入学資格について規定している。	3-1

学校教育法施行規則(大学院関係)

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目

第 155 条	○	大学院学則第 16 条において入学資格について規定している。	3-1
第 156 条	—	修士等の学位と同等の学力がある者の入学の規定はない。	3-1
第 157 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	3-1
第 158 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	3-1
第 159 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	3-1
第 160 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	3-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の関係法令が定める基準を満たしており、また、水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条において教育上の目的について規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 18 条及び入学者選抜規程において規定している。	3-1
第 2 条	○	大学院学則第 4 条において規定し、大学院に修士課程を設置している。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う課程は設置していない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条において大学院の目的について、また、第 12 条において修業年限について規定している。	1-2
第 4 条	—	博士課程は設置していない。	1-2
第 5 条	○	大学院設置基準に則り、適切な数の教員及び職員を配置している。	1-2
第 6 条	○	看護学研究科に看護学専攻を置いている。	1-2
第 7 条	○	看護学研究科は、看護学部と適切な連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない。	1-2 4-2 5-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織は設置していない。	1-2 4-2 5-2
第 8 条	○	適切な各分野の教員及び事務職員等を配置し、組織間の有機的な連携が図れるように教育研究実施組織を編成している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	本条各号の資格を有する教員の基準を満たしている。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	FD・SD 委員会を設置し、授業内容及び研修の改善を図るための組織的な研修及び研修を実施している。	4-2 4-3 5-2 5-3
第 10 条	○	大学院学則第 4 条第 2 項において収容定員を規定している。	3-1
第 11 条	○	大学院学則第 29 条において教育課程の編成方針を規定し、第 30 条及び別表において授業科目を規定している。	4-2
第 12 条	○	大学院学則第 29 条において教育課程の編成方針を規定している。	3-2 4-2
第 13 条	○	研究指導は、所定の資格を有する教員が行っている。	3-2 4-2
第 14 条	○	大学院学則第 31 条において教育方法の特例を規定している。	4-2
第 14 条の 2	○	シラバス及び学修ガイダンスにおいて授業及び研究指導の方法及	4-1

		び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画を明示するとともに、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準を明示している。	
第 15 条	○	大学院学則第 34 条において各授業の単位数、第 9 条及び第 10 条において授業期間、第 4 条第 2 項において学生数、第 35 条において単位の授与、第 38 条において他大学における履修、第 37 条において入学前の既修得単位等の認定、第 14 条において長期にわたる教育課程の履修、第 42 条において科目等履修生についてそれぞれ規定している。また、授業方法については履修規程で規定している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	大学院学則第 33 条において修了要件を規定している。	4-1
第 17 条	―	博士課程は設置していない。	4-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	3-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を整理して備えている。	3-5
第 22 条	○	教育研究上支障が生じない範囲で、学部の施設及び設備を共用している。	3-5
第 22 条の 2	―	校地は 2 つ以上ない。	3-5
第 22 条の 3	○	研究科において必要な経費を確保し、環境の整備に努めている。	3-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	―	独立大学院は設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	―	独立大学院は設置していない。	3-5
第 25 条	―	通信教育課程は設置していない。	4-2
第 26 条	―	通信教育は行っていない。	4-2
第 27 条	―	通信教育を併せ行っていない。	4-2 5-2
第 28 条	―	通信教育は行っていない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	―	通信教育は行っていない。	3-5
第 30 条	―	通信教育は行っていない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	―	研究科等連係課程実施基本組織は設置していない。	4-2
第 31 条	―	共同教育課程は編成していない。	4-2
第 32 条	―	共同教育課程は編成していない。	4-1
第 33 条	―	共同教育課程は編成していない。	4-1
第 34 条	―	共同教育課程は編成していない。	3-5
第 34 条の 2	―	工学を専攻する研究科は設置していない。	4-2
第 34 条の 3	―	工学分野の連続性に配慮した教育課程は設置していない。	5-2
第 42 条	―	博士課程は設置していない。	3-3
第 43 条	○	授業料、入学料その他の費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を学修ガイダンス等に明示している。	3-4
第 45 条	―	外国に組織を設置していない。	1-2
第 46 条	―	段階的整備は行っていない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準【該当なし】

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-2
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-2
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			3-5
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-2 3-2 3-5 4-2 5-2 5-3
第 18 条			1-2 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			3-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-2 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1

第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則(大学院関係)

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 40 条及び学位規程において学位授与を規定している。	4-1
第 4 条	—	博士課程を設置していない。	4-1
第 5 条	○	学位論文審査委員会規程において、他の大学院等の教員の協力を得ることができる旨規定している。	4-1
第 12 条	—	博士課程を設置していない。	4-1

大学通信教育設置基準【該当なし】

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 3-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。